

(案)

萩市男女共同参画プラン

(第4次改定版)

～市民一人ひとりがいきいきと暮らすまちをめざして～

令和9年(2027 年)3月

萩 市

萩市男女共同参画プラン目次

第1章 プランの改定にあたって

1	プラン改定の趣旨	3
2	プランの位置づけ	3
3	プランの基本理念、目指すもの	4
4	プランの期間	4
5	プランの基本目標	4
6	プランの策定体制	5
7	国・県・市の主な動き	6

第2章 萩市の現状

1	少子高齢化の進行と人口減少社会の到来	12
2	家庭環境の変化	14
3	女性の労働力の状況	15
4	事業者の状況	16
5	市へ望むこと(男女共同参画に関する市民意識調査から)	17

第3章 プランの内容

施策の体系	19
基本目標1 だれもが尊厳を重んじられ尊重し合うまちづくりに向けた意識改革の推進	20
基本目標2 だれもが生きがいややりがいをもって活躍できるまちづくり	31
基本目標3 あらゆる暴力が根絶され、だれもが安全・安心で健康に暮らせるまちづくり	46

第4章 プランの推進

1	プランの推進体制	58
2	プランの進行管理	58

第 1 章

プランの改定にあたって

第1章 プランの改定にあたって

1. プラン改定の趣旨

萩市では、「萩市男女共同参画プラン」(平成19年3月策定、平成24年3月改定、平成29年3月改定、令和4年3月改定)に基づき、市民一人ひとりがいきいきと暮らすまちを目指して、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んできました。また、平成22年3月には、市、事業者及び市民が協働して、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「萩市男女共同参画推進条例」を制定しました。

これまでの取組により、目標値には達しないながらも審議会等への女性の参画が進む一方で、実質的な意思決定の場における男女共同参画が進んでいないなど、未だに性別による固定的な役割分担意識や性差別の意識は根強く残っています。

この度、萩市男女共同参画プラン(第3次改定版)の計画期間が令和8年度で終了することから、令和8年5月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査(以下「市民意識調査」という。)」の結果や社会経済情勢の変化、国や県の動向、特に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、見直しや検証を行い、「萩市男女共同参画プラン(第4次改定版)」を策定し、さらに男女共同参画を推進します。

2. プランの位置づけ

このプランは、「男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)」第14条第3項、「萩市男女共同参画推進条例」第7条の規定に基づく基本計画として策定するとともに、「基本目標2」を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」(以下「女性活躍推進法」という。)第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけ、「基本目標3」の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)」(以下「配偶者暴力防止法」という。)第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と位置づけます。

さらに、このプランの「基本目標3」の一部を、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)」(以下「女性支援法」という。)第8条第3項に基づく「市町村基本計画」として新たに位置づけます。

なお、このプランは「萩市基本ビジョン」における個別計画として位置づけられます。

3. プランの基本理念、目指すもの

このプランは、「市民一人ひとりがいきいきと暮らすまちづくり」を基本理念とし、男女が互いを認め合い、尊重し合いながら、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画し、男女が共に責任を担う男女共同参画社会の実現を目指すと共に、だれもがそれぞれ幸せや生きがいを感じ、個人を取り巻く環境に豊かさをもたらす「ウェルビーイングな社会」を目指します。

家庭 一人ひとりが家族の一員として大切にされ、お互いを支え合い、力を合わせて家庭生活を築いていきます。

学校 人権を尊重する意識を育み、性別にとらわれることなく、将来の夢や希望に向けて、個性や能力を伸ばしていきます。

職場 だれもが働きやすく、一人ひとりが輝く職場を目指し、仕事と家庭生活や地域活動などのバランスを取ります。

地域 様々な地域活動に参画し、人と人とのつながりを深め、地域の活性化を進めると共に、子ども、高齢者、障がい者、性的少数者、ひとり親家庭などと安心した地域づくりを行っていきます。

4. プランの期間

このプランの期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間とします。ただし、国、県の動向や社会情勢の変化に合わせた計画とするため、必要に応じて見直しを行います。

5. プランの基本目標

プランの基本理念に基づき、施策を展開するため、次の3つの基本目標を定めています。

基本目標1 だれもが尊厳を重んじられ尊重し合うまちづくりに向けた意識改革の推進

基本目標2 だれもが生きがいややりがいをもって活躍できるまちづくり

基本目標3 あらゆる暴力が根絶され、だれもが安全・安心で健康に暮らせるまちづくり

6. プランの策定体制

(1) 男女共同参画に関する市民意識調査の実施

このプランの改定に先立ち、市民の男女共同参画に関する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、就労や人権等に関する意識・実態等を把握し、施策推進の基礎資料とするため、市民意識調査を実施しました。

【令和8年度 男女共同参画に関する市民意識調査】

調査対象：市内在住の18歳以上の男女から無作為抽出した2,000人

(男性1,000人、女性1,000人)

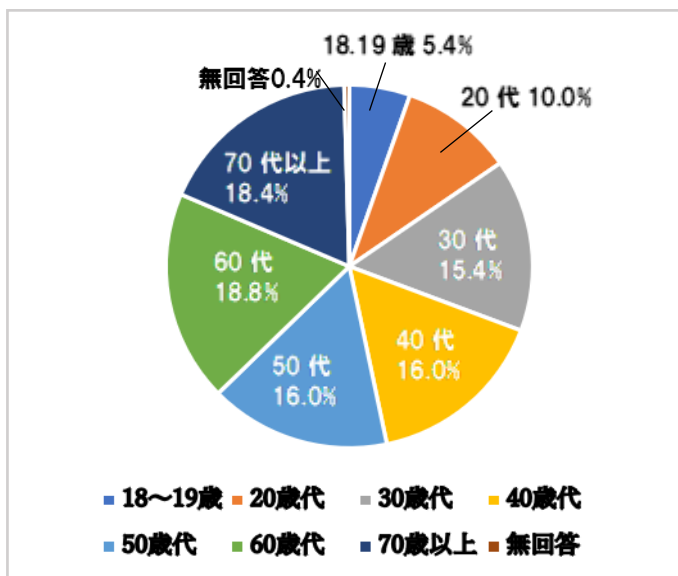
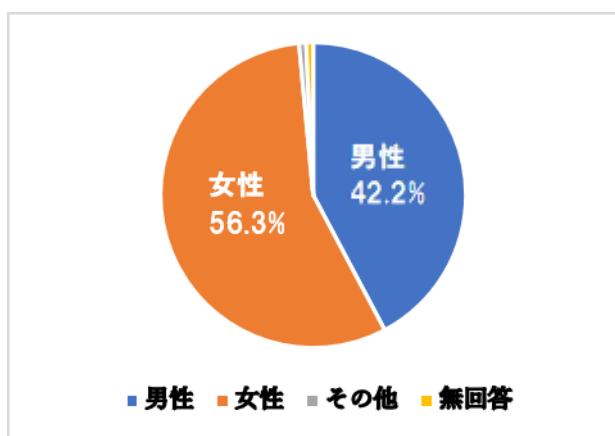
調査方法：郵送による配布・回収

調査期間：令和8年5月1日～5月31日

回収結果：回収数 670

回収率：33.5%

図1 《回答者の性別・年齢》



【市民意識調査】

(2) 萩市男女共同参画推進審議会における審議

このプランの改定にあたっては、学識経験者や事業者、各種団体の関係者や公募の委員で構成する「萩市男女共同参画推進審議会」において、必要な事項について審議を行いました。

7. 国・県・市の主な動き

令和4年3月の「萩市男女共同参画プラン（第3次改定版）」以降、国・県においては次のような動きがありました。

（1）国の動き

・「女性活躍推進法」の改正

法律の期限が10年間延長されるとともに、男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表の常用労働者101人以上の企業への義務化や、女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし）の認定要件に求職者等に対するセクシャルハラスメント防止に係る措置内容の公表が追加となるため令和7年6月に法律の一部が改正されました。

・「育児・介護休業法」及び「次世代育成支援対策推進法」の改正

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置が定められた一部改正法が令和6年5月成立し、令和6年5月から段階的に施行されました。

・「配偶者暴力防止法」と「ストーカー規制法」の改正

保護命令の拡充と保護命令違反の厳罰化を目的とした「配偶者暴力防止法」の一部改正法が令和5年4月に成立し、令和6年4月に施行され、重篤な精神的被害を受けた場合にも接近禁止命令等の保護命令制度の対象となるなどの制度の拡充等が定められました。

また、令和7年12月に、「配偶者暴力防止法」と「ストーカー規制法」において、紛失防止タグを悪用した位置情報の取得と紛失防止タグを取り付ける行為等を規制する一部改正法が施行されました。

・「刑法及び刑事訴訟法」の改正

性犯罪に関して、強制性交罪が「不同意性交等罪」に改められたほか、性交同意年齢の「16歳未満」への引上げや性犯罪についての公訴時効期間の延長など118年ぶりの大幅な改正が令和5年6月に成立し、令和5年7月に施行されました。

・「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への終焉に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（以下『AV出演被害防止・救済法』という。）」の成立

A V出演契約による被害を防止し、被害者を救済することを目的とし、出演契約の無効化、A Vの公表の差止請求、事業者への罰則が定められた「A V出演被害防止・救済法」が令和4年6月に成立し、施行されました。

・「**困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下『女性支援法』という。）**」の成立

女性をめぐる課題は、被虐待経験や障害による生きづらさ、性暴力被害や生活困窮などが複雑化・多様化・複合化してきたことから、このような問題を抱えた支援を必要とする女性の背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的に令和4年5月に成立し、令和6年4月に施行されました。

・「**独立行政法人男女共同参画機構法**」の成立と「**男女共同参画社会基本法**」の改正

独立行政法人国立女性教育会館を改組して、独立行政法人男女共同参画機構（JGEPA（ジーパ））を設立、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図り、併せて各県の男女共同参画センターを強力に支援し、関係者相互間の連携・協働を促進するための拠点施設に位置づけた「独立行政法人男女共同参画機構法」と「男女共同参画社会基本法」の一部改正法が、令和7年6月に成立し、段階的に施行されました。

・「**第6次男女共同参画基本計画**」閣議決定

男女共同参画社会基本法に基づく「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月策定）の改定が行われ、「第6次男女共同参画基本計画」が令和8年3月に閣議決定されました。この計画では、以下の4つを目指すべき社会とし、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っています。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

・「**性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（以下『L G B T理解増進法』という。）**」の成立

国民に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの理解の増進を図ることで、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養するとともに、多様性に寛容な社会を実現することを目的とした「L G B T理解増進法」が令和5年6月に成立しました。

（２）県の動き

・「やまぐち未来維新プラン」の策定

新たな県政運営の指針として、今後、県が進める政策の基本的な方向をまとめた総合計画であり、また、目指す県づくりの方向性を、市町、関係団体、企業、県民と共有し、共に取り組んでいくための指針として、令和４年１２月に策定されました。

プランの重点施策に、「女性の『働きたい』を応援する取組の強化」や「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、事業所や地域における女性の活躍を促進することとしています。

・第３期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

地方創生を次のステージに押し上げていくため、第２期総合戦略の検証結果を反映し、「やまぐち未来維新プラン」を「まち・ひと・しごと」の創生の観点から再構築したうえで、県の実情に応じた実践的な計画として令和７年３月に策定されました。

その中で、「女性のやまぐちへの定着、活躍の促進」、「女性の『働きたい』を応援する取組の強化」、「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、女性の活躍を促進することとしています。

・「第６次山口県男女共同参画基本計画」策定

男女共同参画社会基本法に基づく「第６次山口県男女共同参画基本計画」が、令和８年３月に策定されました。この計画の目指す方向は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合うとともに性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、多様な生き方を選択することができる「男女共同参画社会の実現」です。

・「山口県困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な計画」策定

「女性支援法」や国が策定した「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」の内容に即し、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の女性に対して効果的に機能することを目指して令和６年３月に策定されました。

・「山口県パートナーシップ宣誓制度」開始

法的婚姻が認められていない同性カップルなどを対象とし、県に対し双方が互いのパートナーであることを宣誓し、県が公的に宣誓したことを証明する「山口県パートナーシップ宣誓制度」が令和６年９月から始まりました。

（３）市の動き

・「萩市基本ビジョン（改定版）」策定

萩市の将来像やまちづくりの方向性を市民と共有し、市民と行政が一体となって進めるまちづくりの指針であり、本市の政策体系において最上位に位置づけられる計画で、各分野にわたる各種計画の基本となる「萩市基本ビジョン」が、令和４年３月に策定されました。

めざすまちの姿は、「暮らしの豊かさを実感できるまち」で、７つのめざすまちづくり（基本方針）があります。

- だれもが生きいきと暮らせるまちづくり
- 子育ての幸せが実感できるまちづくり
- 未来を担うひとを育むまちづくり
- 産業活力があふれるまちづくり
- 魅力ある歴史・文化・自然をいかしたまちづくり
- 生活基盤の充実した住みよいまちづくり
- だれからも愛されるまち、求められるまちづくり

・「萩市ひとづくり構想」策定

「萩市基本ビジョン」が掲げるまちづくりを進めていくためには、まちづくりを担う人材の育成が不可欠です。

基本理念は、「新しい時代を切り拓くひとづくり」で、３つの目指すひとの姿、ライフステージに応じた基本方針を掲げた「萩市ひとづくり構想」が、平成 30 年 12 月に策定されました。

【目指すひとの姿】

- 創造 広い視野を持ち、新たな視点から考える人
- 挑戦 現状に甘んじることなく、未来に向かって果敢に挑む人
- 協働 人との関わりを大切にし、社会のために共に行動する人

【ライフステージに応じた基本方針】

- 幼児期
 - ・心身ともにたくましく、人のやさしさを感じる子どもの育成
 - ・創造力豊かな子どもの育成
- 青少年期
 - ・ふるさとに誇りと愛着を持つ青少年の育成
 - ・高い志と進取の気概を持つ青少年の育成
 - ・人や社会と積極的に関わる青少年の育成
- 成人期
 - ・地域づくりに積極的に関わるひとづくり
 - ・さまざまな分野で活躍するひとづくり
 - ・知恵や経験、技能を社会に生かし、次代につなぐひとづくり

・「萩市こども計画」策定

基本理念は、「こどもの健やかな育ちと子育ての幸せを実感できるまち」で、4つの基本目標を設定した「萩市子ども計画」が、令和7年3月に策定されました。

基本目標1 こどもの権利を尊重し健やかな成長を支える取組

基本目標2 こどもと家庭の健康な生活の支援

基本目標3 子育てと仕事の両立しやすい環境づくりの推進

基本目標4 安心して子育てができる環境づくり

・「第4次萩市健康福祉計画」策定

本市の保健・福祉施策にかかる各法制度に基づく7計画（萩市地域福祉計画、萩市障がい福祉計画、萩市高齢者福祉計画、萩市介護保険事業計画、健康はぎ21 萩市保健計画、萩市自殺対策計画、萩市食育推進計画）を総括した理念と方向性を一体的にした「第4次萩市健康福祉計画」が、令和3年3月に策定されました。

基本理念は、「すべての人が、住み慣れた地域で、健康で、安心して、生きいきとした生活が送れるまちづくり」です。

第 2 章

萩市の現状

第2章 萩市の現状

1. 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

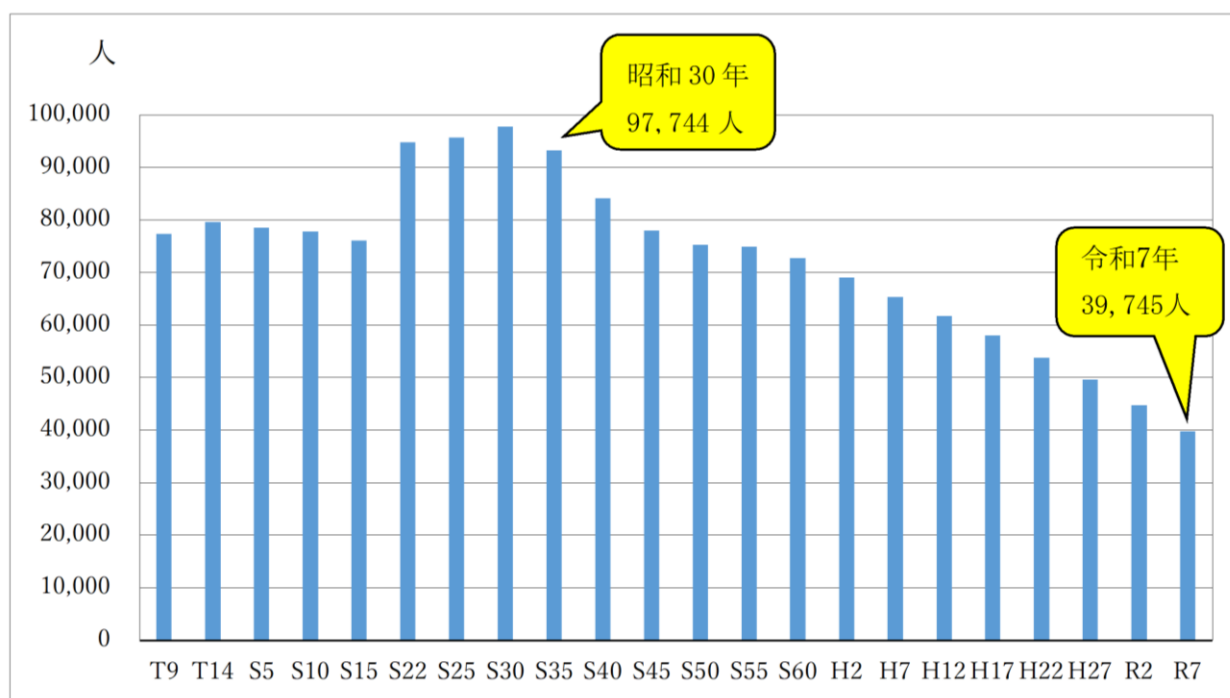
本市の総人口の推移は、昭和15年から昭和25年の10年間で約2万人増加し、昭和30年に97,744人のピークを迎えました。その後、高度経済成長期に都市部への転出(若年層の就職等)により昭和45年には約78,000人に減少しました。

第2次ベビーブーム(昭和46年～昭和49年)の到来により、一旦微減傾向となりましたが、その後も減少傾向は変わらず、令和7年の国勢調査では39,745人となり、ピーク時から半減以下となり、本格的な人口減少の局面を迎えています。

近年の人口の推移は、平成28年から令和8年の10年間で約10,242人減少しており、年平均1,024人前後で減少しています。

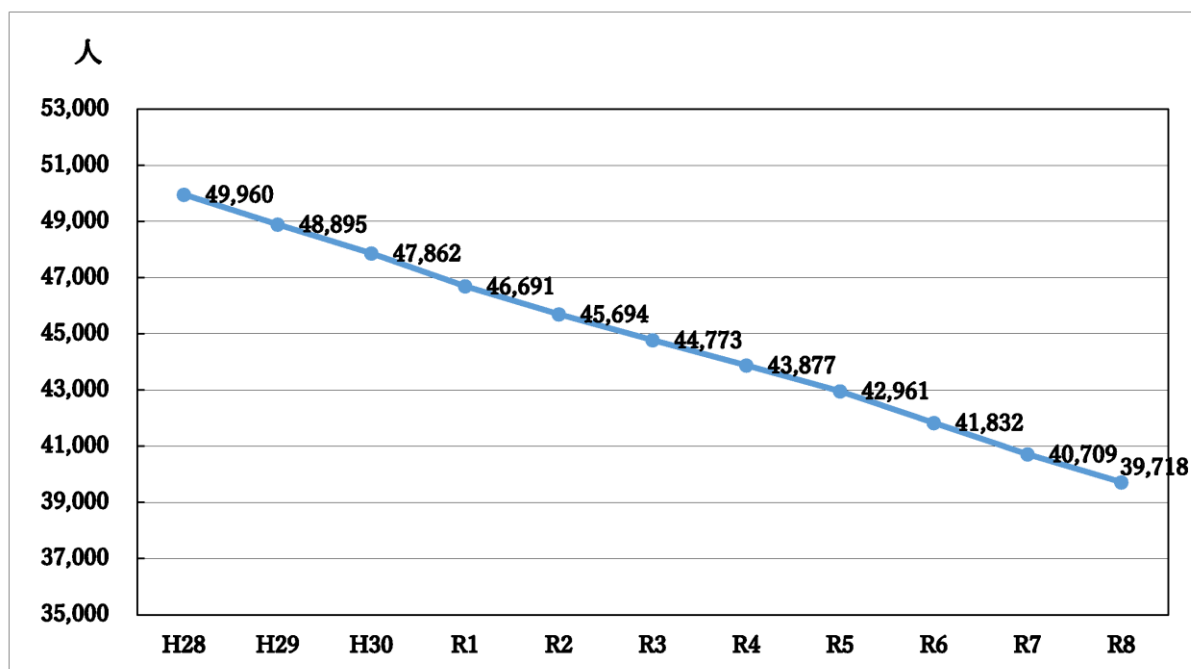
65歳以上の人口が総人口に占める割合を高齢化率といいますが、本市の割合は非常に高く、また0歳から14歳までの年少人口は低く推移しています。高齢化率が21%以上の社会を超高齢社会といいますが、本市の令和8年9月末日現在における高齢化率は、46.2%です。

図2 《萩市の総人口の推移》



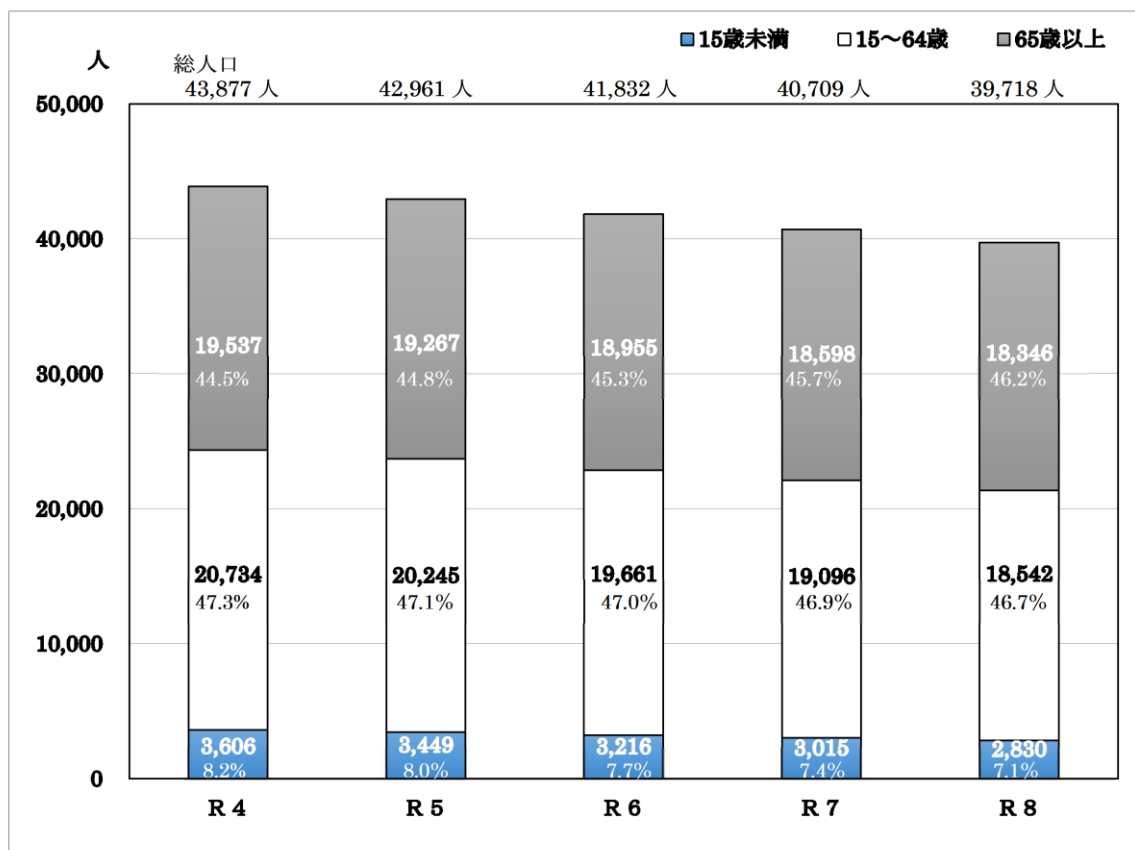
【総務省 国勢調査】

図3 《近年の人口の推移（各年9月末日現在）》



【萩市 住民基本台帳】

図4 《住民基本台帳による年齢（3区分）別人口構成割合（各年9月末日現在）》



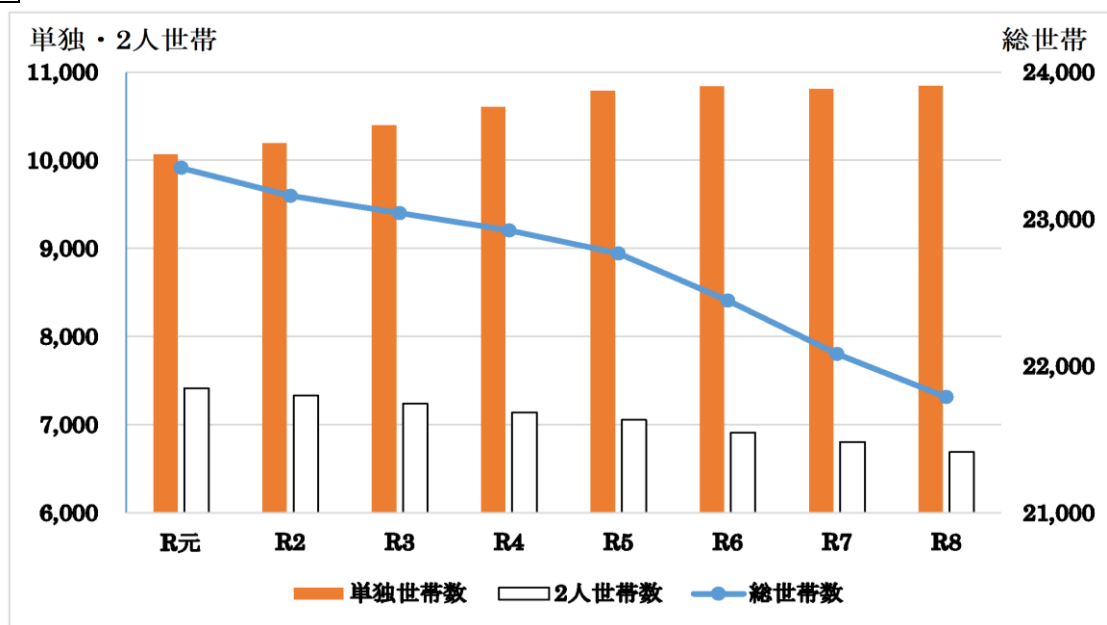
【萩市 住民基本台帳】

2. 家庭環境の変化

本市において、総世帯数は減り続けている一方で、単独世帯数は増加、2人世帯は横ばいで推移しています。

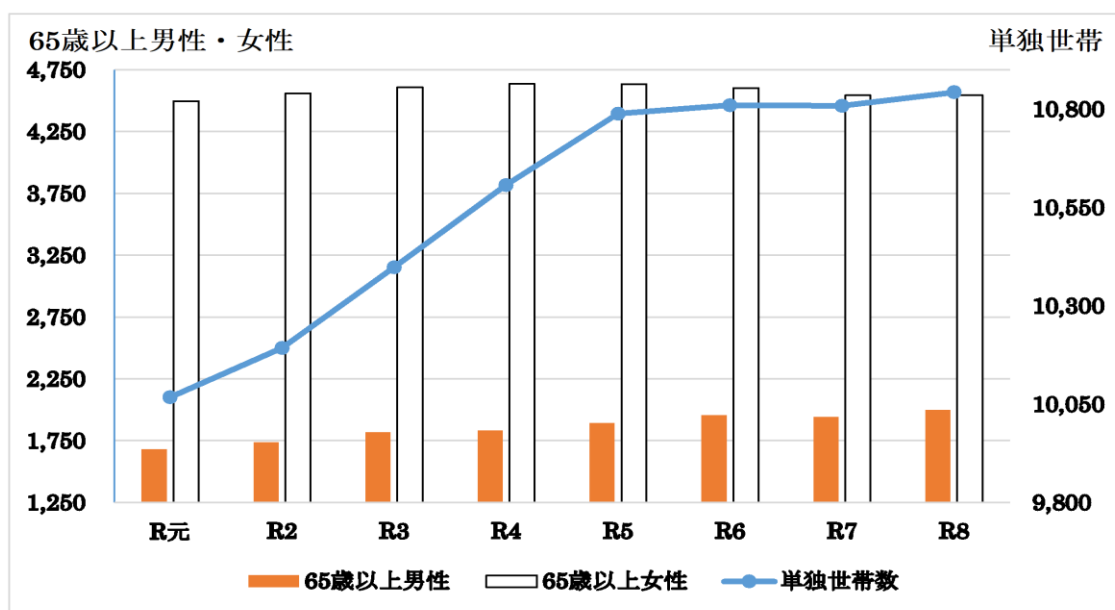
また、65歳以上の単独世帯では、女性に比べ男性が増加している現状が分かります。

図5 《単独世帯、2人世帯別世帯数の比較（各年9月末日現在）》



【萩市 住民基本台帳】

図6 《単独世帯の男女の比較（各年9月末日現在）》



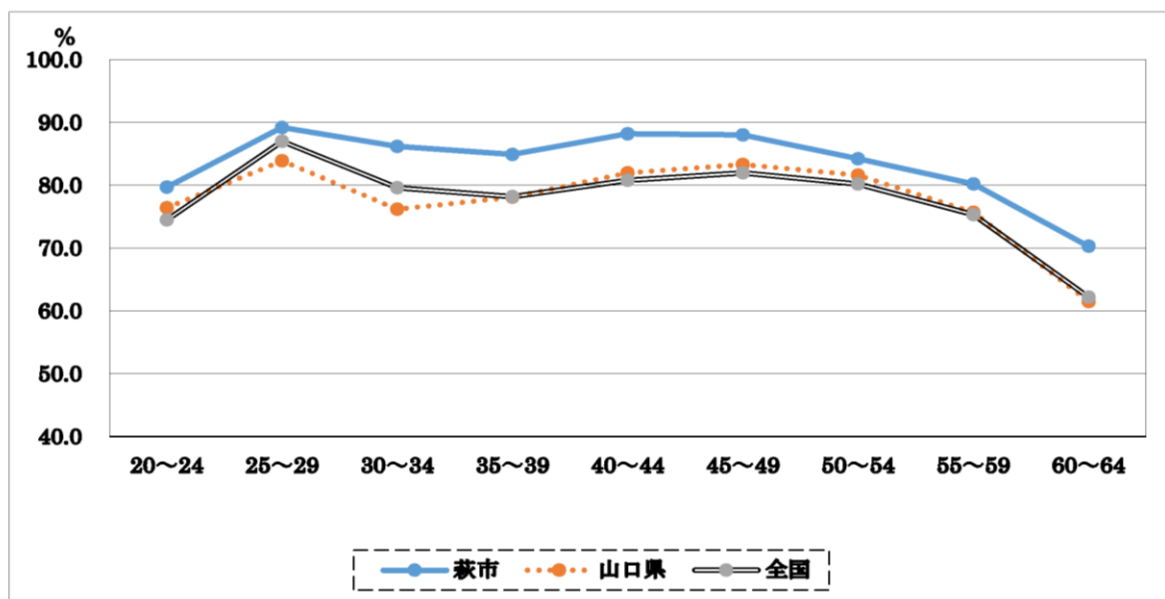
【萩市 住民基本台帳】

3. 女性の労働力の状況

県や全国においては、20 歳代後半から低下し、30 歳代前半を底に、40 歳代後半まで上昇するなど、全体としてM字カーブを描き、結婚、出産、育児等を契機に退職し、子育てが一段落した段階で再び就業している状況が伺えます。

本市においても、県や全国に比べてわずかなカーブですが 20 歳代後半から低下し、30 歳代後半を底に、40 歳代前半まで上昇しています。

図 7 《女性の年齢階級別労働力(令和 2 年)》



【総務省 国勢調査】

図 8 《全業種の学歴別平均初任給（第 23 回賃金実態調査報告書(令和 8 年)）》

学 歴	大 卒	専 門 卒	短 大 卒	高 卒	中 卒
男 性	223,957 円	198,830 円	204,107 円	195,731 円	132,000 円
女 性	214,617 円	196,160 円	196,160 円	194,511 円	195,000 円

【萩商工会議所】

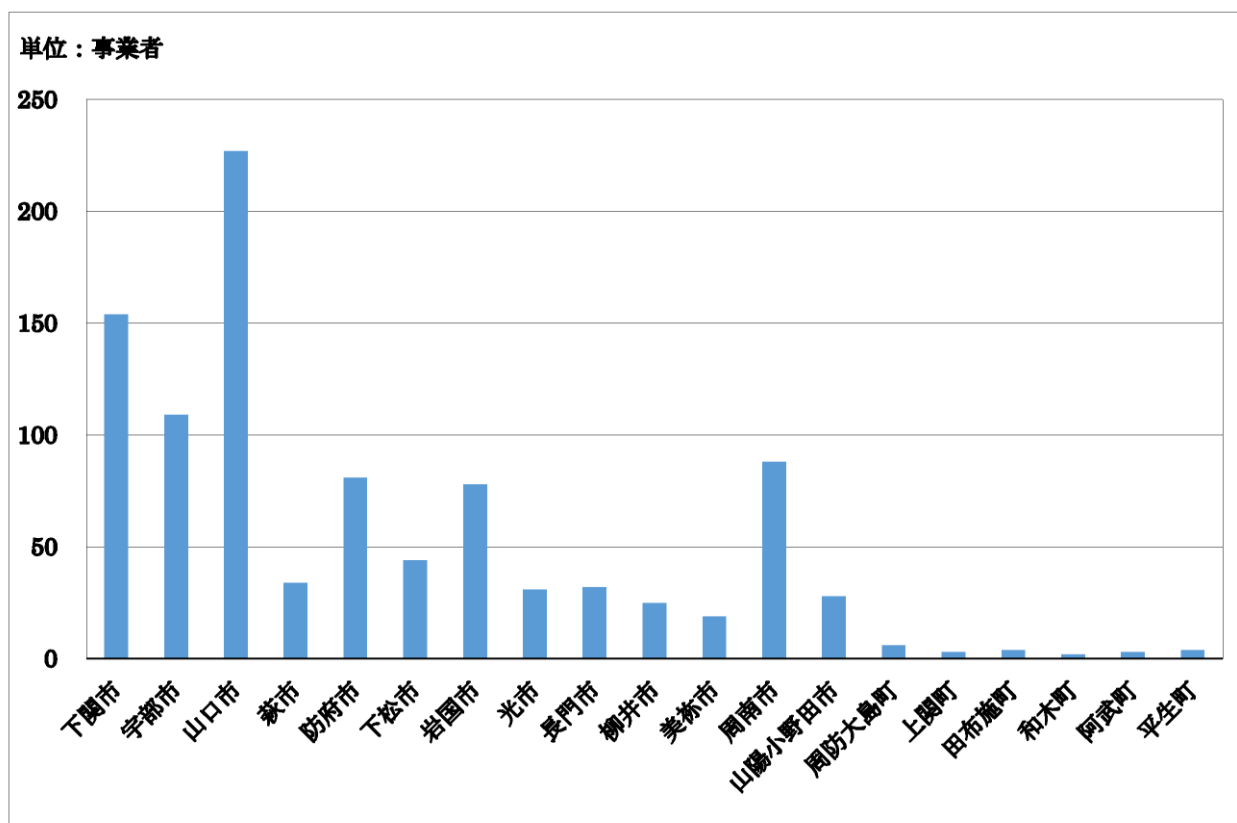
4. 事業者の状況

県においては、平成 19 年度に「やまぐち男女共同参画推進事業者」の認証制度を創設しています。

これは、仕事と家庭・地域生活の両立支援や男女が共に働きやすい職場環境づくり、ポジティブ・アクションなど、男女共同参画に向けた自主的な活動に積極的に取り組む事業者を「やまぐち男女共同参画推進事業者」として認証し、広報や必要な情報の提供等を通してその活動を支援するとともに、取組事例を広く紹介することにより、社会全体で男女共同参画を推進する気運の醸成を図ることを目的に、県内に活動拠点を有し、事業活動を行う事業者を対象にしたものです。

令和 8 年 9 月末現在、県では 972 事業者が認証されており、その内、本市は 34 事業者となっています。

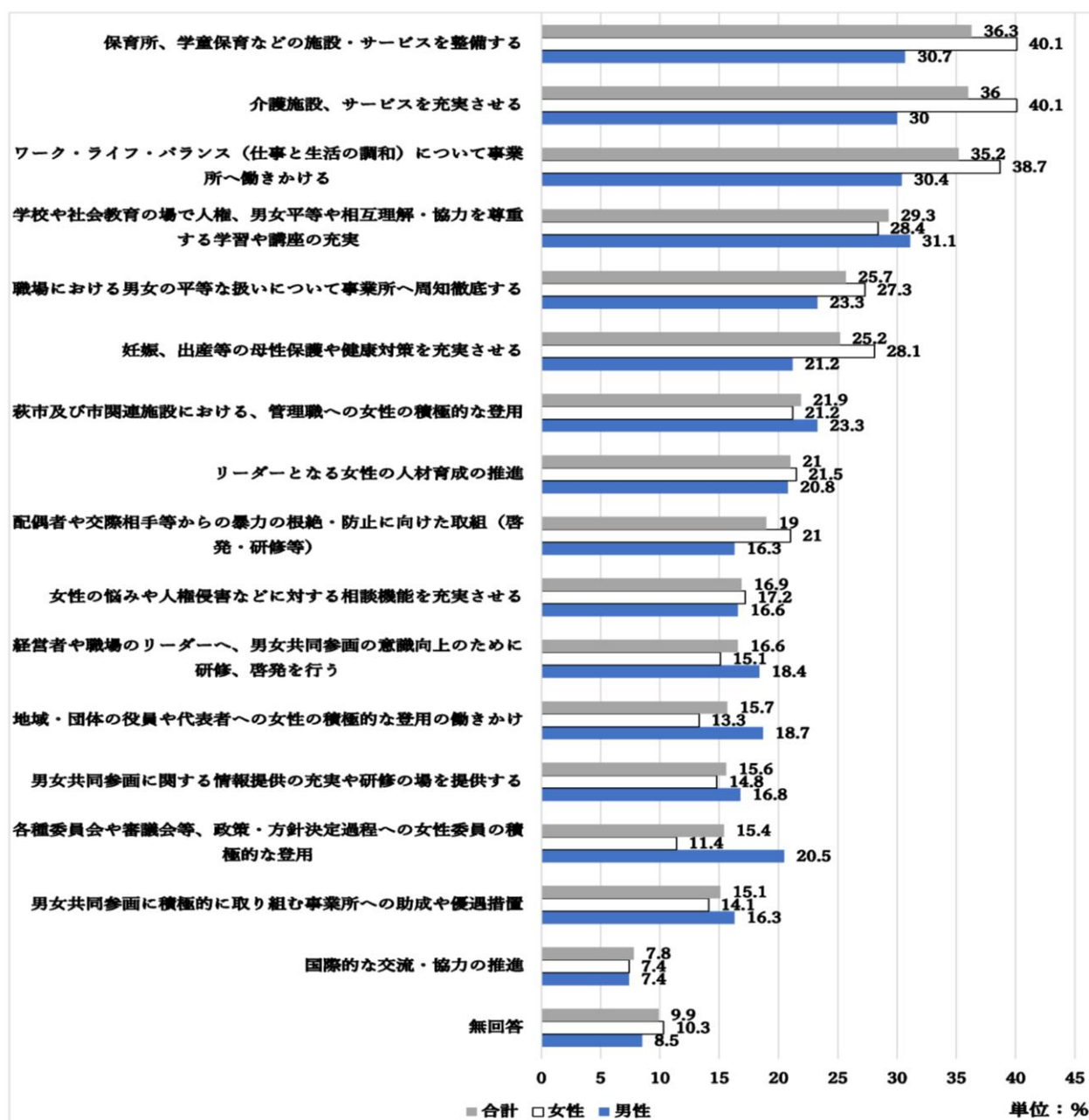
図 9 《やまぐち男女共同参画推進事業者(令和 8 年 9 月末現在)》



5. 市へ望むこと(男女共同参画に関する市民意識調査から)

男女の人権が尊重され、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」を実現していくために、萩市に望むことについては、「保育所、学童保育などの施設・サービスを整備する」、「介護施設、サービスを充実させる」がそれぞれ36%超と高く、次いで「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について事業所へ働きかける」（35.2%）の順となっています。

図10 《「男女共同参画社会」を実現していくために萩市に望むこと》

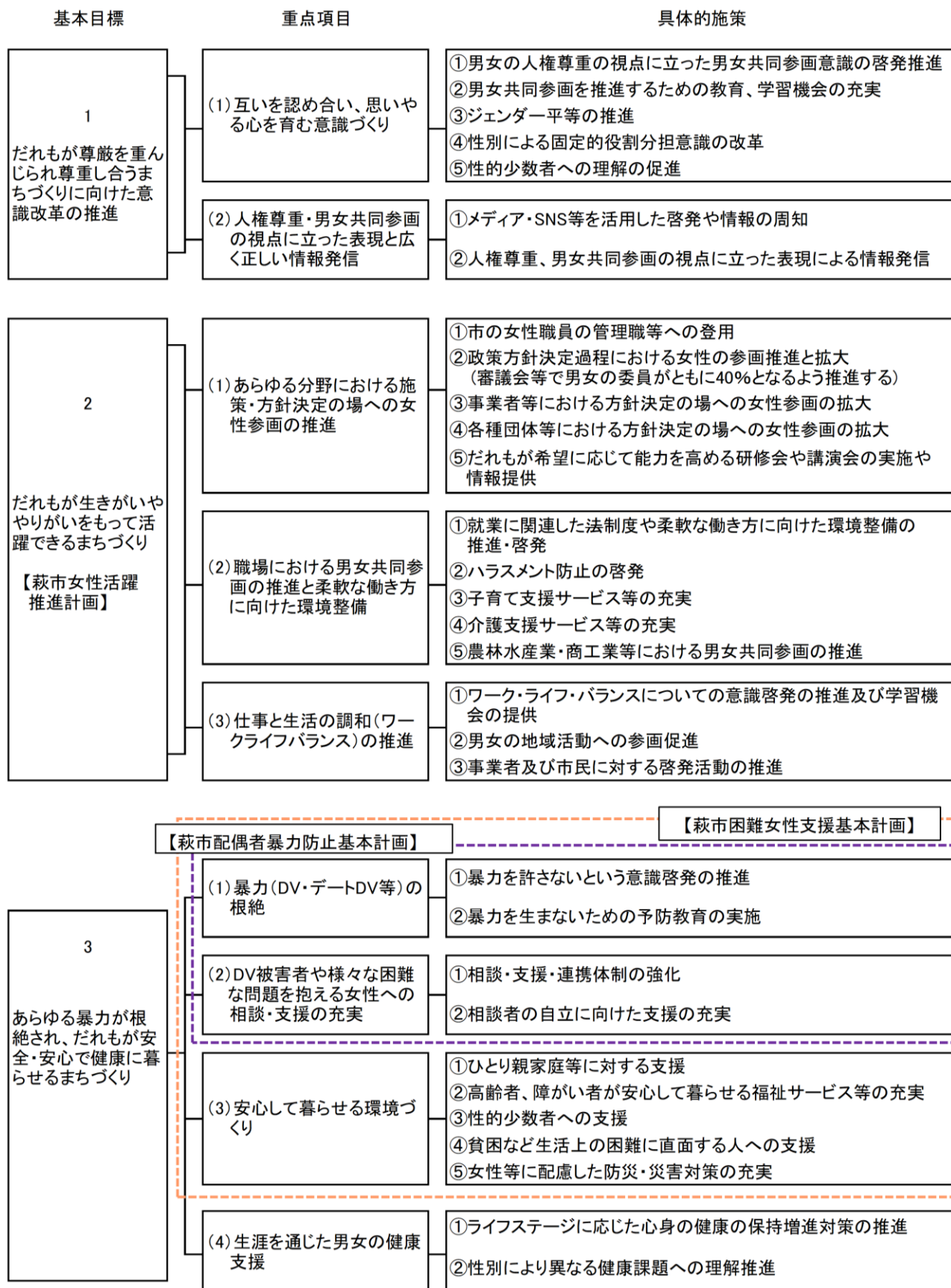


【市民意識調査】

第 3 章

プランの内容

《「萩市男女共同参画プラン（第4次改定版）」施策の体系》



基本目標 1

だれもが尊厳を重んじられ 尊重し合うまちづくりに向けた意識改革の推進

一人ひとりが男女共同参画に対する正しい理解や意識を育んでいくことは、とても重要なことです。

令和8年度の市民意識調査において、男女の地位の平等について、社会全体では、「男性の方が優遇されている」、「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」と感じている人は全体の62.7%で、前回(R3年度)調査値72.1%から大きく減少となりました。そして、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために必要なものとして、最も多かった回答が、前回の調査では「女性を取りまく偏見や、固定的な社会通念、習慣・しきたりを改める」でしたが、今回の調査では「家事や育児を社会的に評価する」でした。

私たちの無意識の中に形成された固定的な性別役割分担意識は徐々に解消に向かっているものの、お互いの人権を尊重し、だれもが平等に自らの意思で社会生活を営むためには、男女平等感の形成が重要であり、子どもをはじめ様々な世代で、理解を深め、意識改革を進めることが重要です。

また、日本は、世界経済フォーラムが発表するジェンダーギャップ指数（教育、政治、経済、健康の4つの分野の評価）において、毎年低い順位にあります。ジェンダーとは、社会的・文化的に形成された性別を指す概念で、「男性は仕事をするもの」「女性は家事を担当するもの」といった固定観念は、ジェンダーバイアスに基づく社会的な期待の一例です。

吉田松陰をはじめとする郷土の先人達は、一人ひとりの個性を重んじた人づくりのための教育を実践しました。互いに人権を尊重し、性別に関わらずその個性や能力を十分に発揮できる社会を実現するため、「ジェンダー平等」の推進に取り組み、男女共同参画に関する意識啓発のための学習機会の充実を図ります。

さらに、LGBTなど、性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている人々についての正しい理解を促進し、性の多様性を認め合う意識の醸成を図るための取組を行います。

これらの情報発信や啓発にあたっては、人権尊重、男女共同参画の視点に立った表現に努め、正しい情報発信を行い、人権尊重の意識づくりを推進します。

重点項目 1 互いを認め合い、思いやる心を育む意識づくり

重点項目 2 人権尊重・男女共同参画の視点に立った表現と広く正しい情報発信

基本目標 1

●重点項目 1 ●

互いを認め合い、思いやる心を育む意識づくり

市民一人ひとりが生きがいを持ち、豊かで充実した生活を送るには、個人の人権が尊重され、それぞれの良さを活かしながら個性と能力を十分発揮できることが大切です。

これまでの取り組みにより、性別による社会的不平等は徐々に解消に向かっているように見えます。しかし、家庭、職場、教育現場などを含めた地域社会の中で、性別による役割分担意識はまだ残っています。これは、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し自分らしく生きることを阻害する要因にもなり、中には人権侵害に当たるものがあります。

一人ひとりの生き方の選択を妨げることのない社会とするために、地域社会において啓発や学習機会を充実させ、個人の意識改革を促進します。

男女共同参画を推進するためには、男女共同参画について正しく理解し、行動することが重要です。特に、子ども一人ひとりが男女共同参画への理解を深めることは、未来の社会全体の構築にもつながります。しかし、市民意識調査では、子どもたちに男女共同参画の意識がどの程度浸透していると思うかの質問に対して、「あまり浸透していない」「浸透していない」と思っている人が「十分浸透している」「ある程度浸透している」を上回っています。子どもの発達段階に応じ、人権の尊重と平等の学習機会の充実を図ります。

また、性別による固定観念等から解放され、一人ひとりが自分らしい人生を歩める社会を目指す「ジェンダー平等」を推進し、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現を目指します。

さらに、周囲の理解や認識不足によって引き起こされている、性的少数者への社会的偏見や差別、生きづらさをなくすために、理解の促進を図っていきます。

《具体的施策》

- ① 男女の人権尊重の視点に立った男女共同参画意識の啓発推進
- ② 男女共同参画を推進するための教育、学習機会の充実
- ③ ジェンダー平等の推進
- ④ 性別による固定的役割分担意識の改革
- ⑤ 性的少数者への理解の促進

具体的施策／取組内容	担当課
①男女の人権尊重の視点に立った男女共同参画意識の啓発推進	
●男女共同参画の意識醸成を図るための各種啓発事業の実施	市民活動推進課
●市民活動団体等との協働による啓発活動の推進	市民活動推進課
●男女共同参画に関する市民意識調査の実施	市民活動推進課
②男女共同参画を推進するための教育、学習機会の充実	
●学校（児童・生徒・保護者等）における人権教育、学習機会の促進	学校教育課
●地域や事業所における人権教育、学習支援の促進	市民活動推進課 福祉政策課 文化・生涯学習課
●保育士・教職員に対する人権研修	子育て支援課 学校教育課
●指導者を育成するための研修	市民活動推進課 文化・生涯学習課
③ジェンダー平等の推進	
●ジェンダー平等を推進するための啓発事業の実施	市民活動推進課 学校教育課
④性別による固定的役割分担意識の改革	
●性別による固定的役割分担意識の改革のための啓発事業の実施	市民活動推進課
●各学校における性別にとらわれない一人ひとりの意欲や能力・適正を活かせる指導の充実	学校教育課
⑤性的少数者への理解の促進	
●性的少数者への理解を広める意識啓発の実施	市民活動推進課 福祉政策課 学校教育課

《計画の指標》

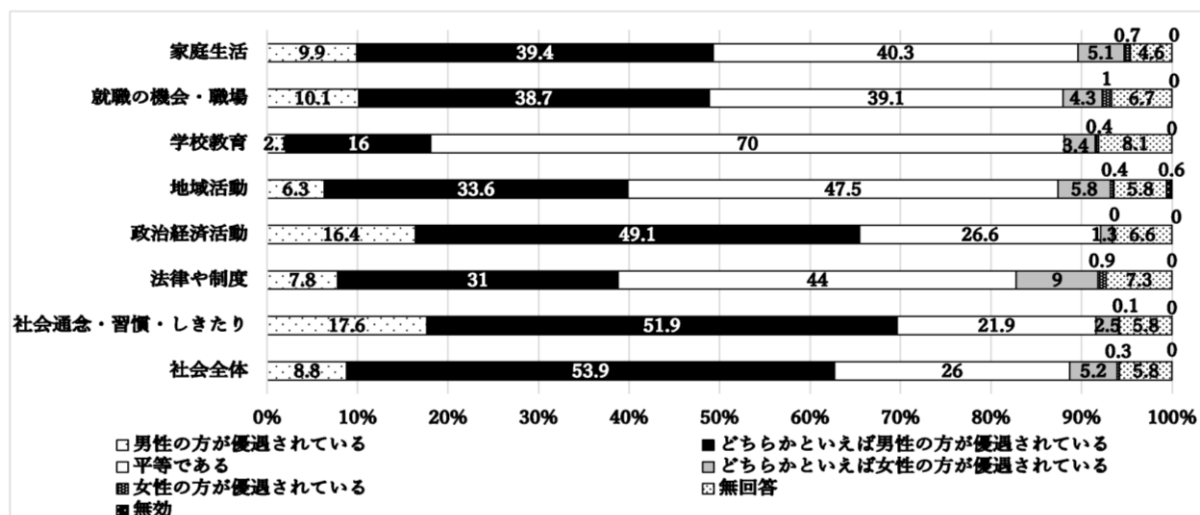
指標	前回値 (R3 年度)	現状値 (R8 年度)	目標 (R13 年度)	所管課	備考
男女の地位が平等であると思う方の割合					
家庭生活の中で	32.5%	40.3%	50.0%	市民活動推進課	市民意識調査
就職の機会や職場の中で	27.7%	39.1%	50.0%	市民活動推進課 産業政策課	市民意識調査
学校教育の場で	63.3%	70.0%	80.0%	市民活動推進課 学校教育課	市民意識調査
地域活動の中で	39.4%	47.5%	60.0%	市民活動推進課	市民意識調査
政治経済活動の中で	16.7%	26.6%	増加させる	市民活動推進課 産業政策課	市民意識調査
法律や制度の面で	33.6%	44.0%	増加させる	市民活動推進課	市民意識調査
社会通念・習慣・しきたりなどで	17.0%	21.9%	30.0%	市民活動推進課	市民意識調査
社会全体として	16.2%	26.0%	40.0%	市民活動推進課	市民意識調査
「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成する方の割合	34.1%	22.1%	10.0%	市民活動推進課	市民意識調査
性的少数者について知っている方の割合	50.4%	63.9%	80.0%	市民活動推進課	市民意識調査

図 11 《日本のジェンダーギャップ指数（GGI）2026 年（145 か国中）》

分野	教育	健康	経済	政治	総合
スコア	0.994	0.973	0.609	0.105	0.670
順位	68 位	49 位	119 位	121 位	117 位

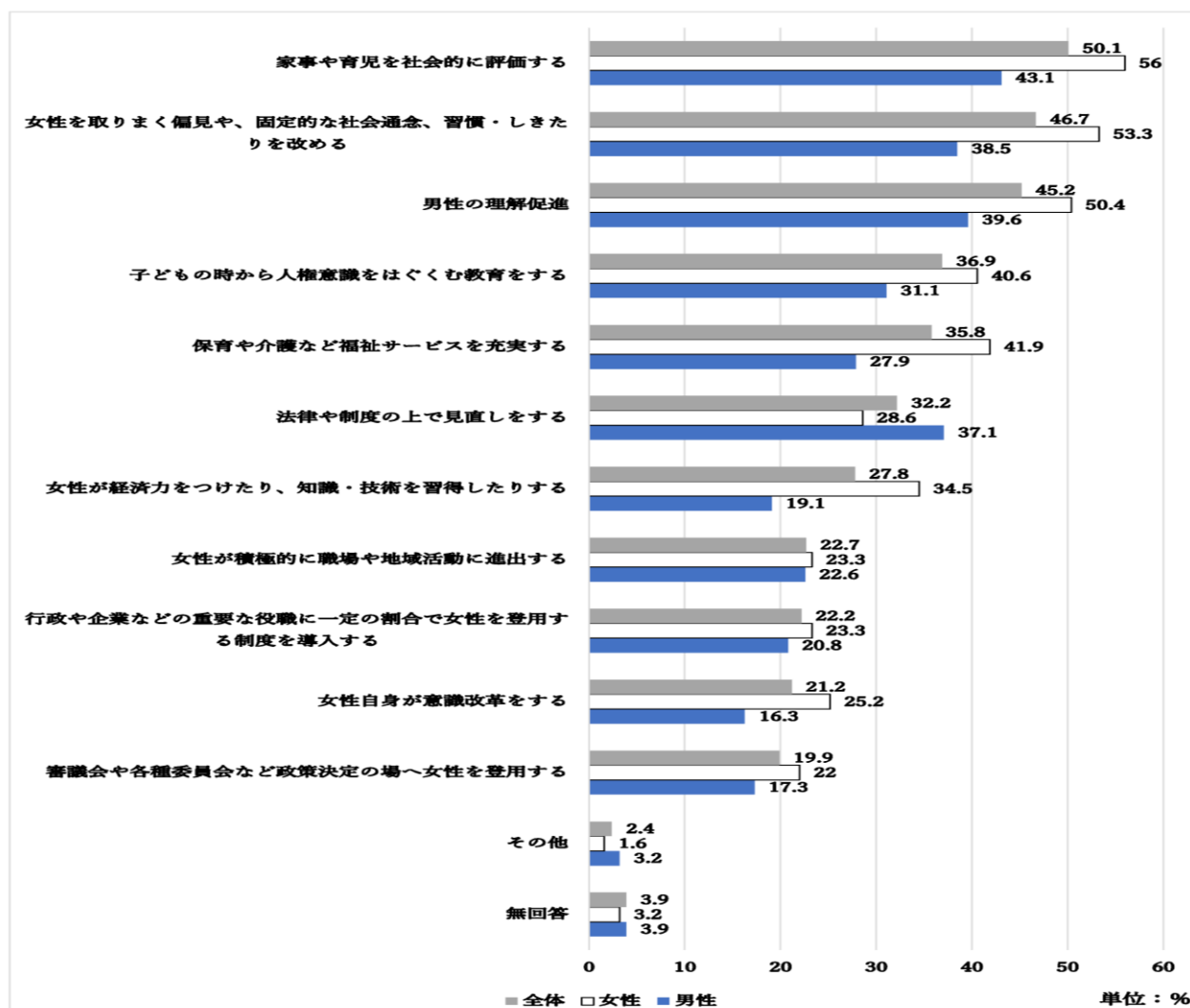
※スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が公表。男性に対する女性の割合（女性の数値/男性の数値）を示しており、0 が完全不平等、1 が完全平等となり、1 に近いほど順位が高い。

図 12 《男女の地位の平等について》



【市民意識調査】

図 13 《男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために必要なもの》



【市民意識調査】

図 14 《子どもたちに男女共同参画の意識の浸透》

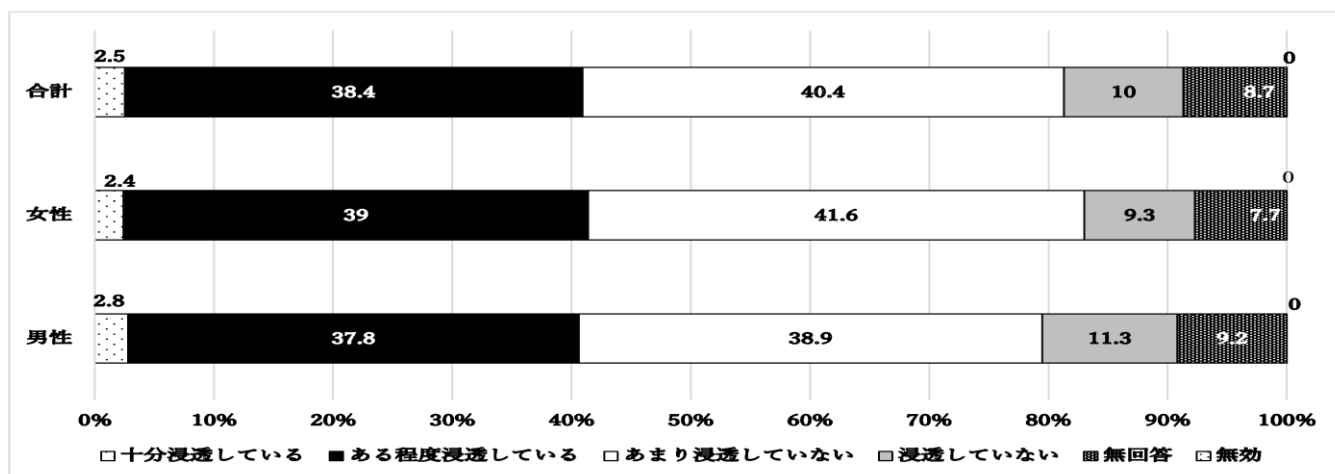
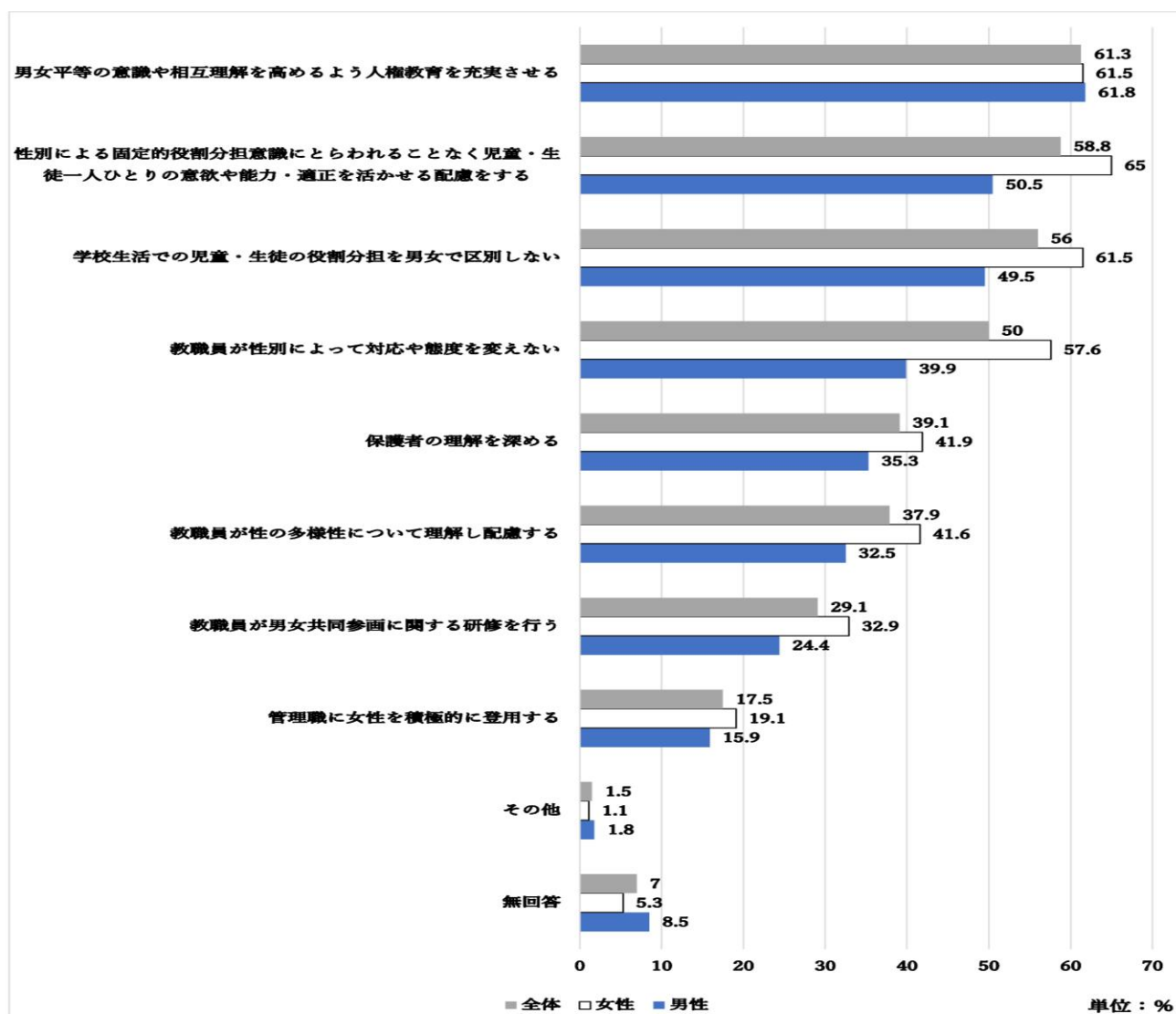
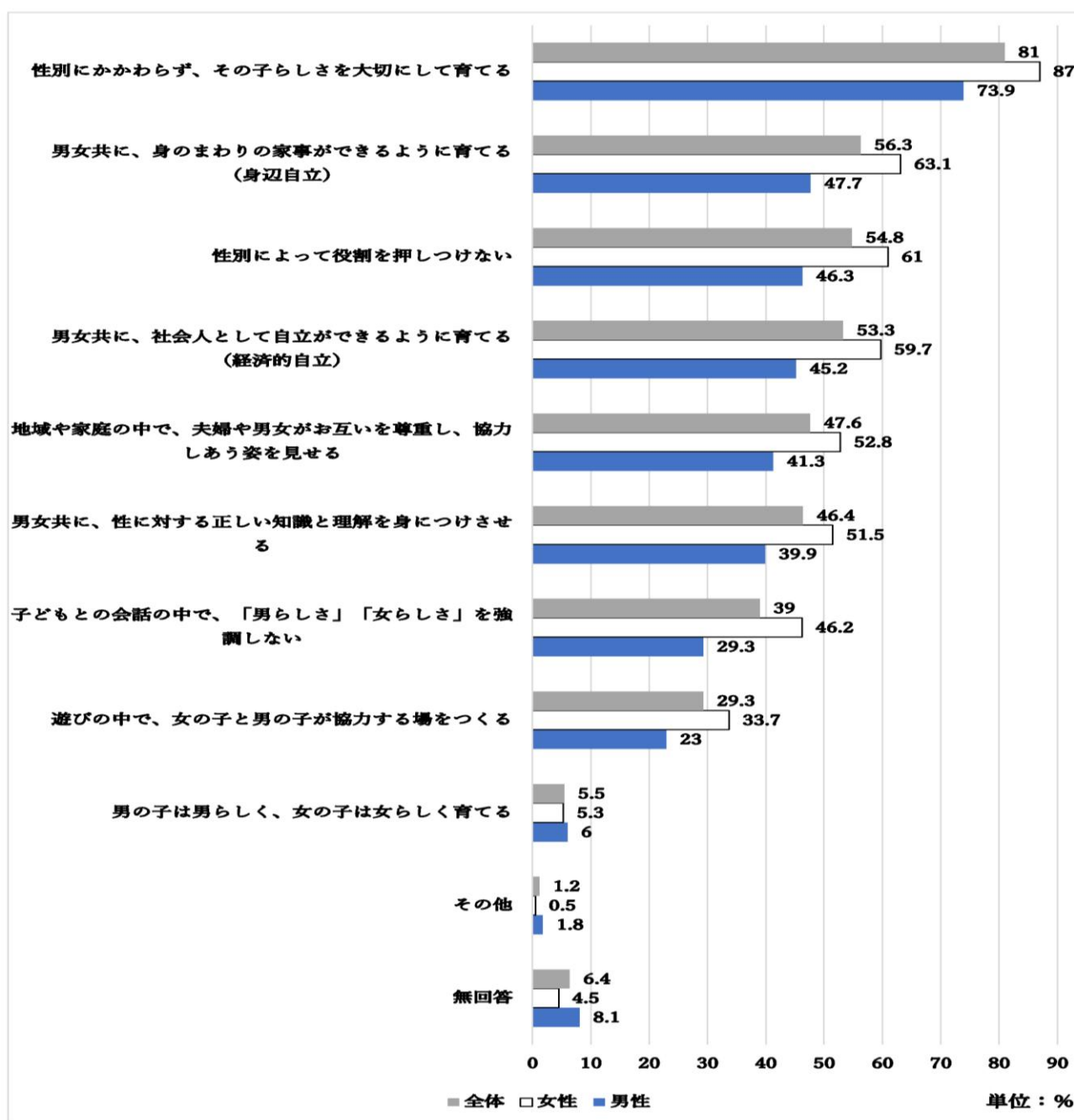


図 15 《男女共同参画を推進するために、学校で行うとよいもの》



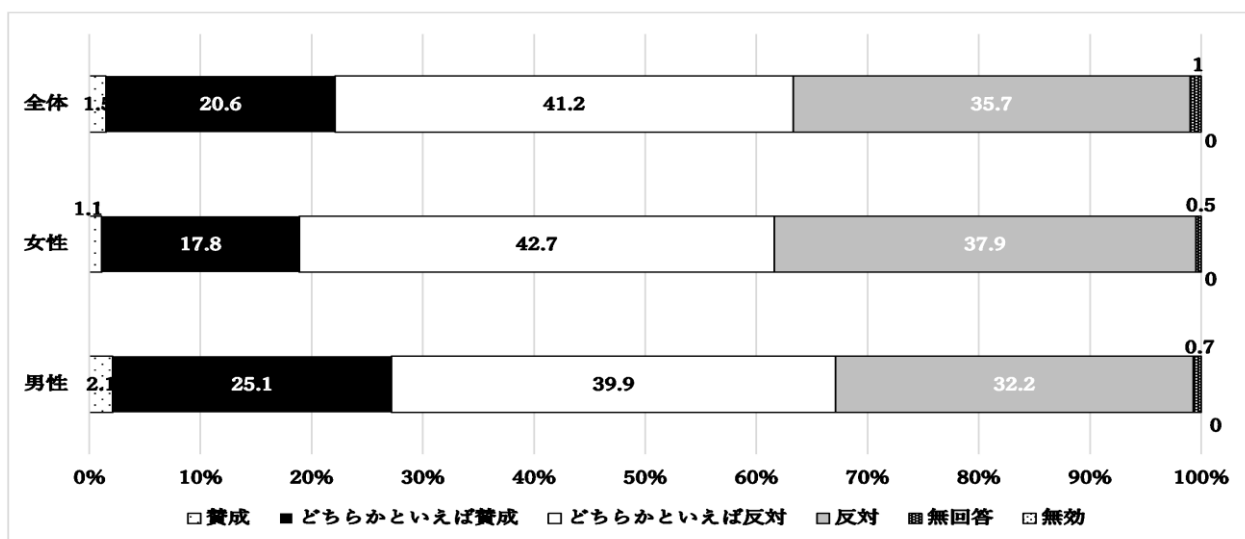
【市民意識調査】

図16 《子どもたちが男女平等の人間関係をつくるために、親や大人が心がけるとよいもの》



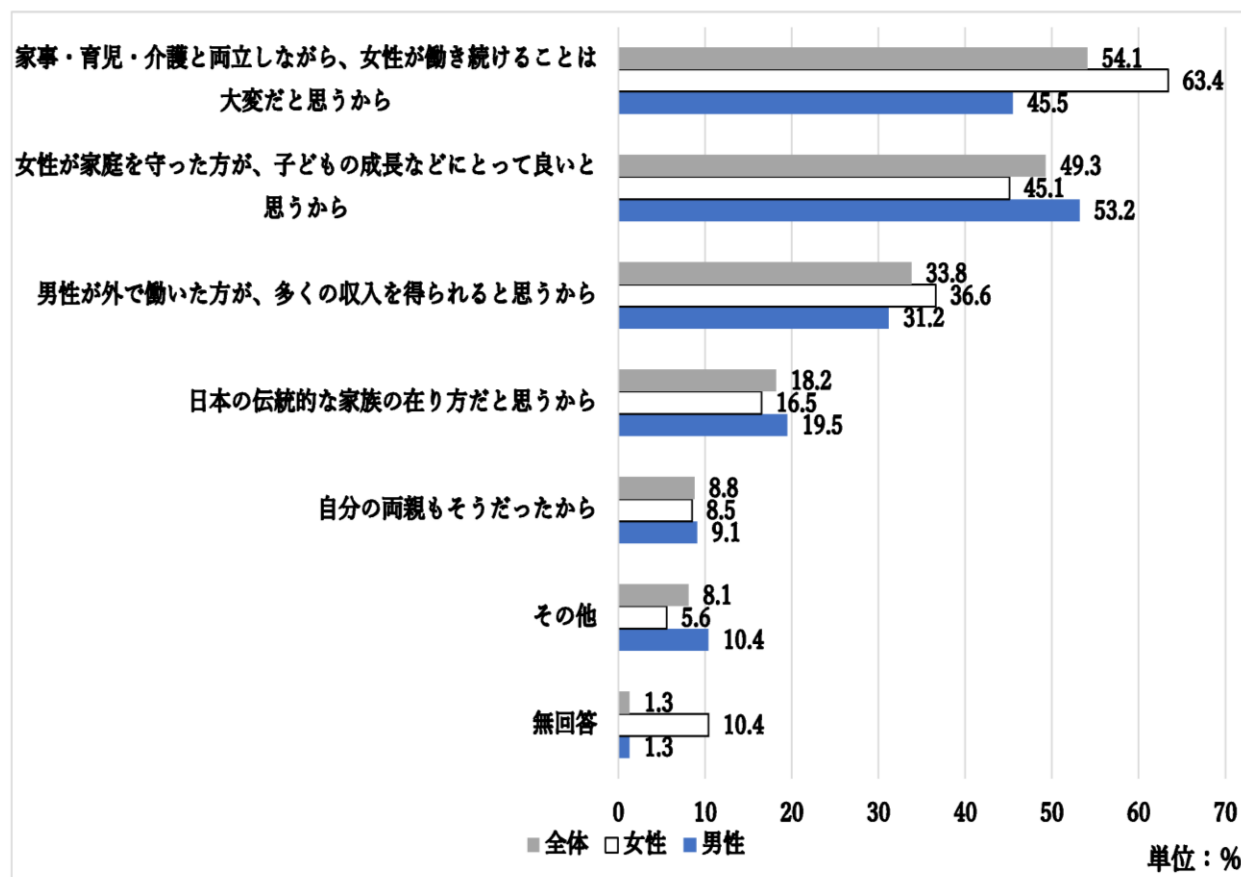
【市民意識調査】

図 17 《「男は仕事、女は家庭」という考え方について》



【市民意識調査】

図 18 《「男は仕事、女は家庭」という考えに賛成の理由》



【市民意識調査】

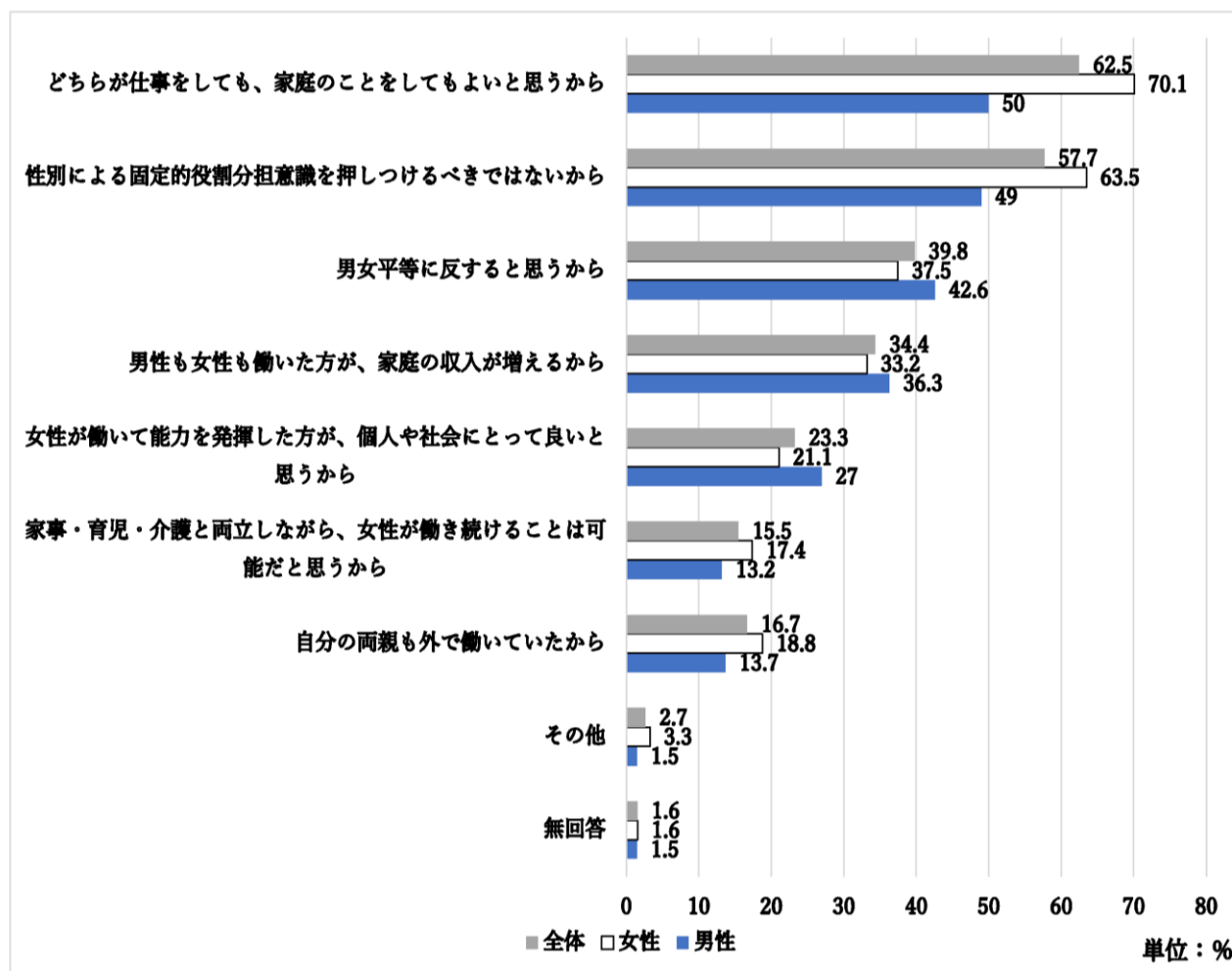
図 19 《6 歳未満の子供がいる世帯の家事・育児時間（令和 3 年）》

	山口県		全国	
	男性	女性	男性	女性
家事	25 分（33 位）	204 分（3 位）	30 分	178 分
育児	41 分（46 位）	242 分（11 位）	65 分	234 分

※1 日あたりの合計時間（週全体平均）、育児以外の家事時間は、家事、介護・看護、買い物
（ ）内は全国順位

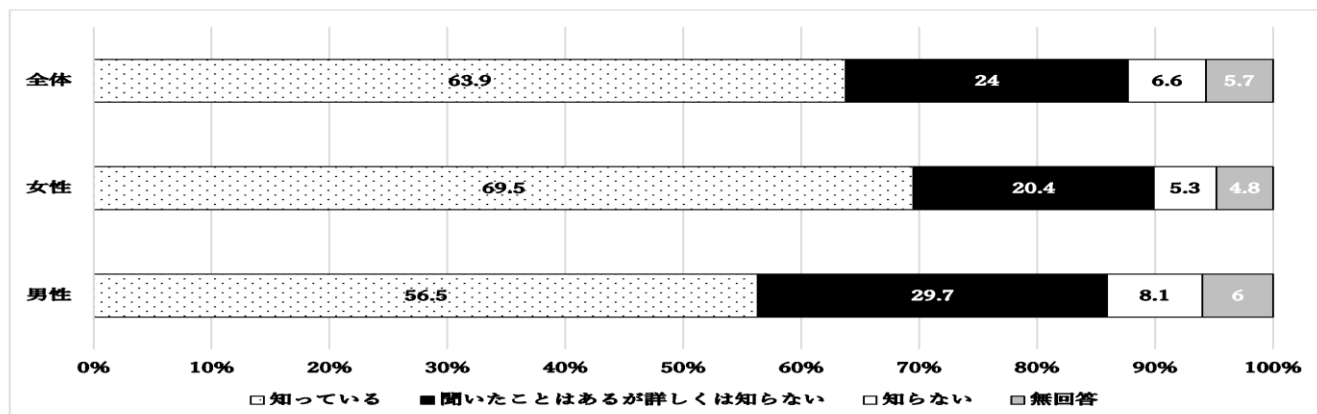
【社会生活基本調査】

図 20 《「男は仕事、女は家庭」という考えに反対の理由》



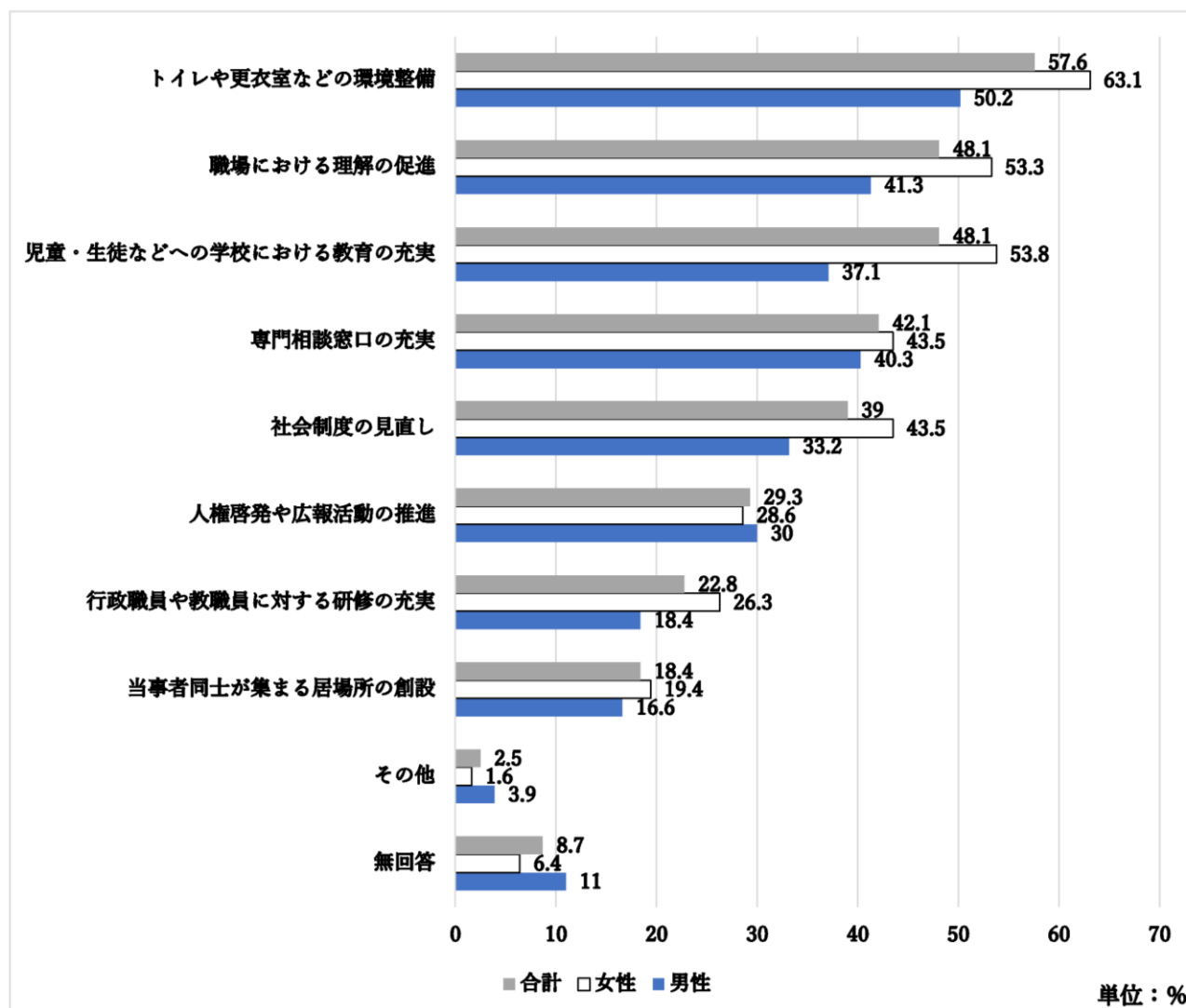
【市民意識調査】

図 21 《L G B T など性的少数者について》



【市民意識調査】

図 22 《性的少数者に対する理解の促進や支援に必要なもの》



【市民意識調査】

基本目標 1

●重点項目 2●

人権尊重・男女共同参画の視点に立った表現と広く正しい情報発信

男女共同参画社会づくりを進めるにあたり、良い制度があったとしてもその情報を知らなければ利用することはできません。そのために、多くの人に情報を正しく広く伝えることは、とても重要なことです。また、啓発等の情報発信についても同じことがいえます。

そのため、法制度をはじめ施策等、幅広い情報を市広報、メディア、SNS等の様々な媒体を駆使して、分かりやすく伝えます。

その情報発信にあたっては、表現の自由を尊重しつつ、性別による固定的役割分担意識を助長する表現、子どもや女性への暴力や性を商品化する表現を改善し、男女共同参画の視点に立った適切な表現に努め、正しい情報発信を行います。

《具体的施策》

- ① メディア・SNS等を活用した啓発や情報の周知
- ② 人権尊重、男女共同参画の視点に立った表現による情報発信

具体的施策／取組内容	担当課
①メディア・SNS等を活用した啓発や情報の周知	
●市広報、ホームページ、SNS等による情報提供及び広報活動の実施	市民活動推進課
②人権尊重、男女共同参画の視点に立った表現による情報発信	
●男女の人権尊重に配慮した市広報や刊行物の作成	広報課 関係課

基本目標 2

だれもが生きがいややりがいをもって 活躍できるまちづくり

だれもが対等な構成員として、あらゆる分野における政策・方針決定の場へ参画し、女性の活躍が進むことは、多様な視点による、すべての人が暮らしやすいまちづくりの実現につながります。

しかし、こうした意思決定の場への女性の参画は未だ十分とはいえず、市民意識調査においても、「男性優位の組織運営を改善することが必要」との意見が多くありました。

そこで、社会制度や慣行、性別による固定的役割分担意識にとらわれず、あらゆる分野でだれもが個性と能力を十分に発揮し、意欲を持って豊かで活力あるまちづくりに参画できる環境づくりを進めていきます。

また、女性自らも意欲や能力を高め、持てる力を十分に発揮できるよう、女性活躍に向けた支援を行うとともに、あらゆる分野へ女性の参画拡大を推進していく必要があります。

- 重点項目 1 あらゆる分野における施策・方針決定の場への女性参画の推進
- 重点項目 2 職場における男女共同参画の推進と就業環境の整備
- 重点項目 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

基本目標 2

●重点項目 1 ●

あらゆる分野における施策・方針決定の場への女性参画の推進

だれもが施策等の立案及び決定の場に共に参画することは、男女共同参画社会を実現する上で重要なことですが、現状は女性の参画が十分でない状況にあります。

国においては、第6次男女共同参画基本計画で「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となること、その水準を通過点として、2030年代には指導的地位にある人々の性別に偏りが無いような社会」となることを目指すとしています。萩市においても、市民意識調査の中で市への要望について、「学校や社会教育の場で人権、男女平等や相互理解・協力を尊重する学習や講座の充実」や「職場における男女の平等な扱いについて事業所へ周知徹底する」が上位にあり、あらゆる分野で女性参画の推進に取り組み、事業所や地域活動の場においても、実質的な男女の均等を図ることは重要です。特に災害時は、防災施策等に関する決定の場において、女性の視点、参画が必要です。

新たな発想が生まれ、さまざまな価値観が尊重される柔軟な社会を構築するため、事業者や各種団体等に対し、引き続き、積極的に女性の参画拡大を推進するよう強く働きかけていきます。

市民意識調査で、女性が社会の中でリーダーになるために何が必要と思うかとの質問では、「家族の支援・協力」に次いで、「男性優位の組織運営を改善する」が多くありました。女性自身も抵抗感をなくし、だれもがあらゆる分野で、意欲や能力を高めて活躍できるよう、学習機会の充実や情報提供を行い、社会全体の理解の促進を図ります。

《具体的施策》

- ①市の女性職員の管理職等への登用
- ②政策方針決定過程における女性の参画推進と拡大
(審議会等で男女の委員がともに40%となるよう推進する)
- ③事業者等における方針決定の場への女性参画の拡大
- ④各種団体等における方針決定の場への女性参画の拡大
- ⑤だれもが希望に応じて能力を高める研修会や講演会の実施や情報提供

具体的施策／取組内容	担当課
①市の女性職員の管理職等への登用	
●女性職員の管理職等への積極的な登用	人事課
●女性職員の能力向上のための研修派遣の実施	人事課
②政策方針決定過程における女性の参画推進と拡大 (審議会等で男女の委員がともに 40%となるよう推進する)	
●審議会、委員会等における女性委員の登用率の向上及び男女のバランスのとれた委員登用	関係課
③事業者等における方針決定の場への女性参画の拡大	
●事業者等における意思決定の場への女性の参画の促進	市民活動推進課
●やまぐち男女共同参画推進事業者を増やすための啓発	市民活動推進課
●事業者等への女性の登用及び雇用促進の協力要請	産業政策課
④各種団体等における方針決定の場への女性参画の拡大	
●各種団体等における意思決定の場への女性の参画の促進	市民活動推進課
⑤だれもが希望に応じて能力を高める研修会や講演会の実施や情報提供	
●意識や意欲を高めるための講演会の実施	市民活動推進課
●各公民館における女性向けセミナー、講座等の開催	文化・生涯学習課 各公民館

《計画の指標》

指標	前回値 (年度)	現状値 (年度)	目標 (年度)	所管課	備考
女性職員の管理職等への登用 (係長級以上の職員の女性割合)	31.1% (R3)	33.7% (R8)	40% (R12)	人事課	萩市特定事業 主行動計画
管理職(課長級以上の女性割合)	15.5% (R3)	16.3% (R8)	22% (R12)	人事課	萩市特定事業 主行動計画
審議会等への女性の参画登用	38.1% (R3)	38.4% (R8)	40% (R13)	関係課	萩市男女共同 参画プラン

図 23 《市職員の女性の登用状況(萩市)》

各年度 4 月 1 日時点

	職員数				管理職以上				係長以上			
	計	男性	女性	女性構成率	計	男性	女性	女性登用率	計	男性	女性	女性登用率
令和 4 年度	856	490	366	42.8%	141	121	20	14.2%	444	305	139	31.3%
令和 5 年度	844	476	368	43.6%	131	107	24	18.3%	425	287	138	32.5%
令和 6 年度	843	486	357	42.3%	136	111	25	18.4%	422	285	137	32.5%
令和 7 年度	832	462	370	44.5%	134	115	19	14.2%	416	281	135	32.5%
令和 8 年度	827	464	363	43.9%	135	113	22	16.3%	412	273	139	33.7%

【人事課】

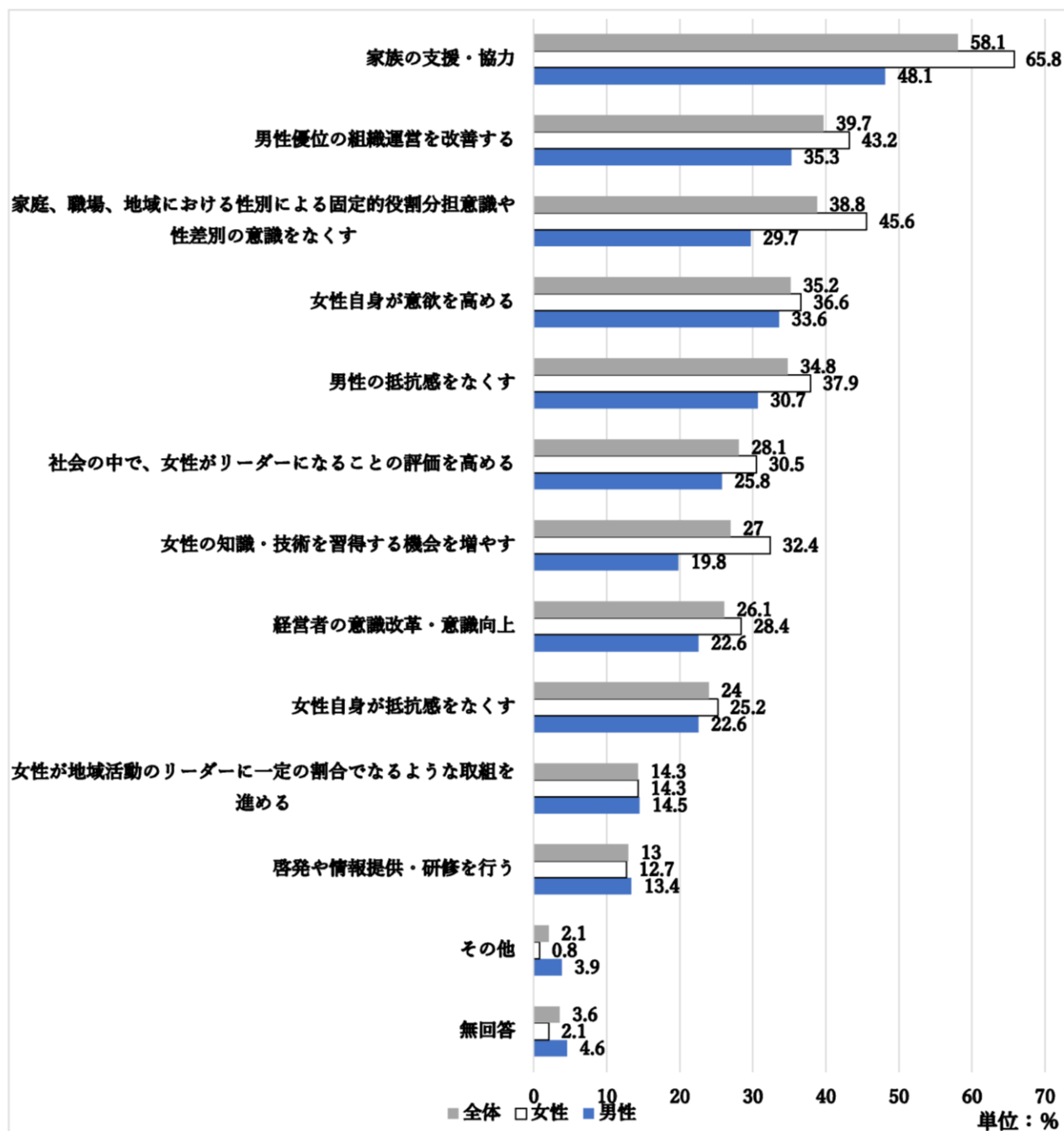
図 24 《審議会等への女性の参画状況(萩市)》

各年度 4 月 1 日時点

区分	審議会等の数			審議会等委員		
	総数	女性が参画する 審議会等	女性が参画する 審議会等割合	委員総数 (人)	女性委員 (人)	女性委員割合
令和 4 年度	94	91	96.8%	1,444	569	39.4%
令和 5 年度	94	91	96.8%	1,435	561	39.1%
令和 6 年度	95	91	95.8%	1,462	571	39.1%
令和 7 年度	95	91	95.8%	1,453	566	39.0%
令和 8 年度	94	90	95.7%	1,392	535	38.4%

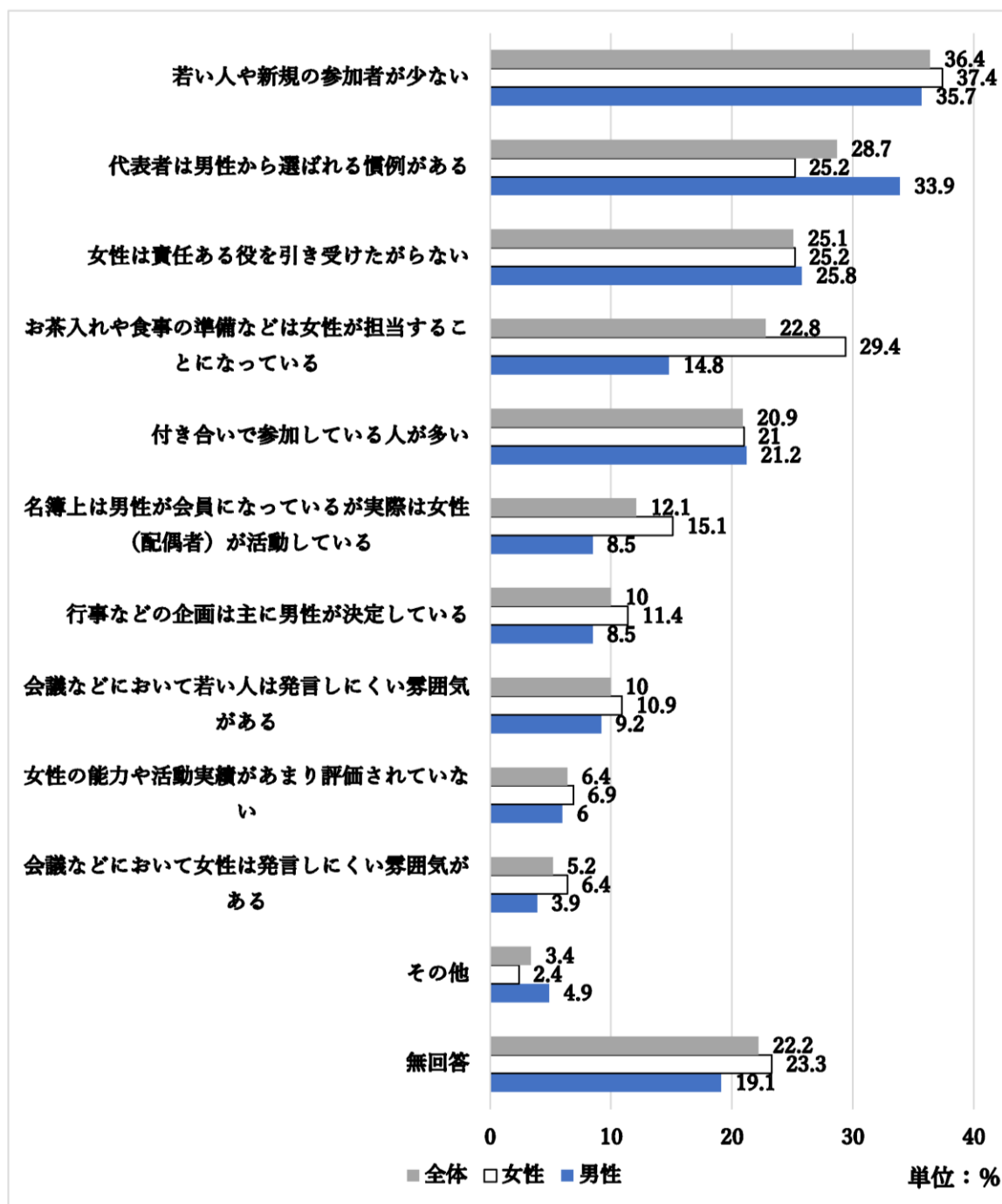
【市民活動推進課男女共同参画推進室】

図 25 《女性が社会の中でリーダーになるために必要なもの》



【市民意識調査】

図 26 《参加している、参加したことのある地域活動であること》



【市民意識調査】

基本目標 2

●重点項目 2●

職場における男女共同参画の推進と柔軟な働き方に向けた環境整備

男女雇用機会均等法など雇用の場における法制上の整備は進められてきましたが、賃金においても雇用においても、現状で男女の実質的な均等が図られているとはいえません。

パートタイム労働等の非正規雇用は、多様な就業ニーズに対応している側面もありますが、男性に比べ女性の方が非正規雇用の割合が高いことが男女間の賃金格差の一因になっており、職場でのハラスメント被害も男性より困難に陥りやすい状況です。

男女の均等な機会及び待遇の確保、正規雇用と非正規雇用の均衡待遇の促進、各種ハラスメントに関する雇用管理の改善、育児・介護休暇制度等の利用についても事業者働きかけるとともに、意識啓発を推進します。

男性も女性も働きたい全ての人が、仕事と子育て・介護等を含む生活との二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮できる環境整備が必要です。

育児・介護休業制度等については、女性に比べて男性の利用者が少ない現状があります。市民意識調査で、男性の育児・介護休業制度等の利用について、賛成の意見が 92.6%ありますが、「現実的には利用しづらい」との意見が 45.6%ありました。利用する男性が少ない理由として一番多かったのが「職場に利用しやすい雰囲気がないから」でした。萩市への要望では、「保育所、学童保育などの施設・サービスを整備する」が 36.5%で全ての選択肢の中で一番多く、二番が「介護施設、サービスを充実させる」の 36.0%でした。

また、働きたい全ての人が、多様な働き方が選択でき、どのような働き方を選択しても公正な処遇が確保され、能力を十分に発揮することができるよう就業環境の整備の推進・啓発に取り組みます。

農林水産業、商工業等の自営業の分野においては、担い手の育成という視点から、だれもが自信と誇りを持って就業する機会を確保することが必要です。

自営業においては、生産の場と生活の場が一体となっており、その両面で女性は重要な役割を担っているにもかかわらず、その役割に見合う適正な評価を受けているとはいえません。

このため、女性が両面で貢献していることを適正に評価するとともに、男性の対等なパートナーとして、経営や事業運営等に女性が参画する機会を確保することが大切です。

だれもが一人ひとりの役割を認め合い、生きがいを持って働くことができる環境づくりに努めます。

《具体的施策》

- ① 就業に関連した制度や柔軟な働き方に向けた環境整備の推進・啓発
- ② ハラスメント防止の啓発
- ③ 子育て支援サービス等の充実
- ④ 介護支援サービス等の充実
- ⑤ 農林水産業、商工業等における男女共同参画の推進

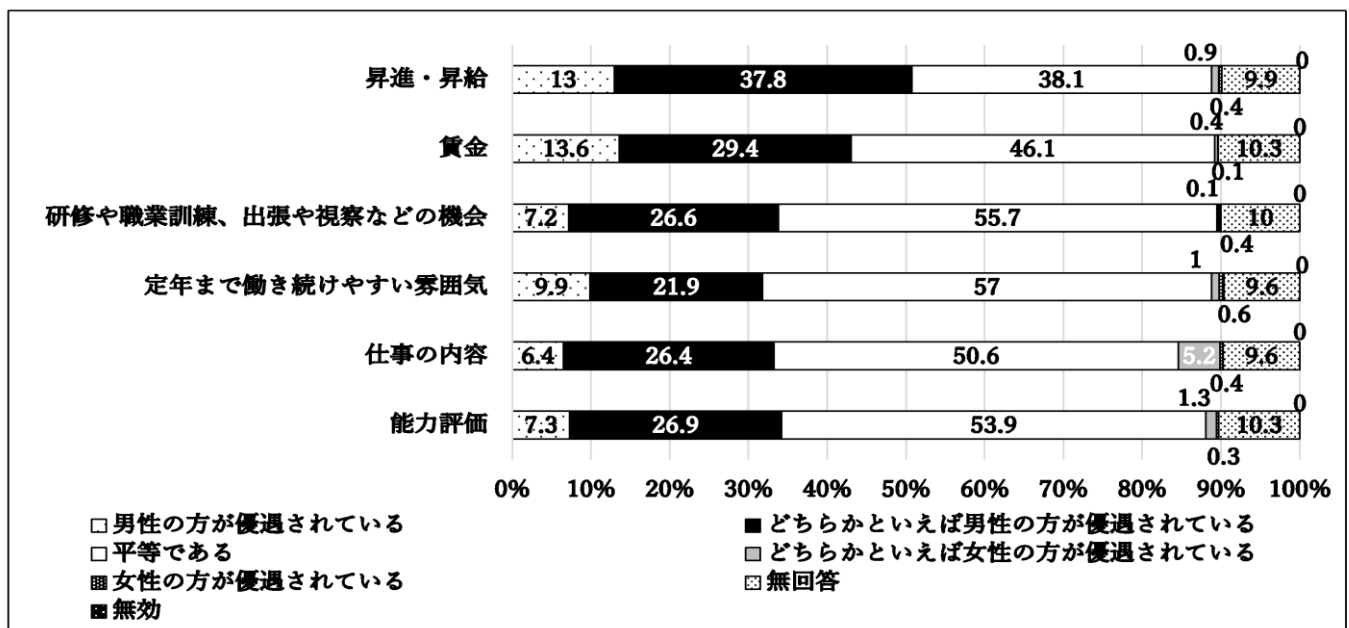
具体的施策／取組内容	担当課
①就業に関連した制度や柔軟な働き方に向けた環境整備の推進・啓発	
●関連した制度や環境整備の推進・啓発	市民活動推進課 福祉政策課 産業政策課
②ハラスメント防止の啓発	
●庁内におけるハラスメントに関する相談体制の充実	人事課
●ハラスメント防止のための啓発活動	市民活動推進課 福祉政策課 産業政策課
●ハラスメントに関する相談体制	市民活動推進課
③子育て支援サービス等の充実	
●多様なニーズに対応した各種保育サービスの充実	子育て支援課
●放課後児童の生活の場の充実(児童クラブ等)	子育て支援課
●各種育児に関する相談支援体制の充実	子育て支援課 健康増進課
●育児に携わる者同士が交流するための場の確保	子育て支援課 健康増進課 文化・生涯学習課
●放課後子ども教室の推進	文化・生涯学習課

具体的施策／取組内容	担当課
④介護支援サービス等の充実	
●各種介護サービスの充実	高齢者支援課 地域包括支援センター 市民課
●各種介護に関する相談支援体制の充実	高齢者支援課 地域包括支援センター
●介護に携わる者同士が交流するための場の確保	地域包括支援センター
⑤農林水産業、商工業等における男女共同参画の推進	
●女性の経営参画の促進と担い手の育成のための支援	農政課 水産課
●女性起業家や起業グループ育成支援	農政課 林政課 水産課 産業政策課

《計画の指標》

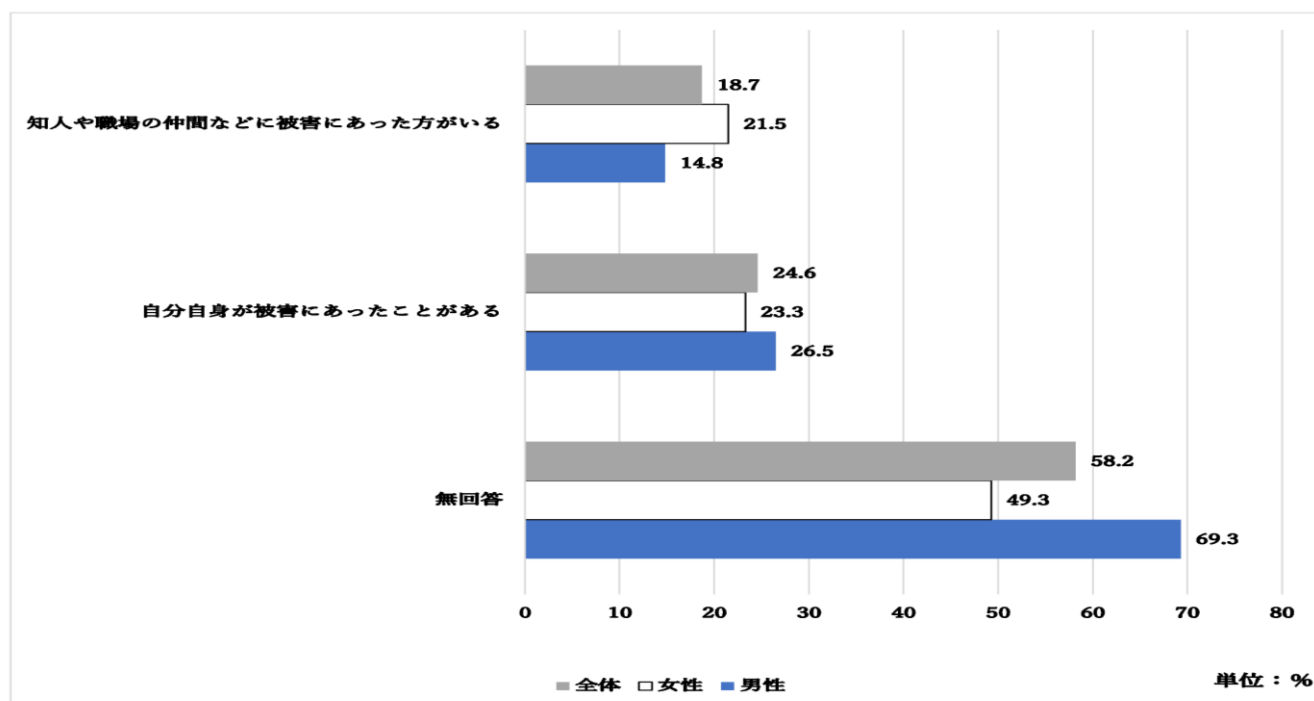
指標	前回値 (R3 年度)	現状値 (R8 年度)	目標 (R13 年度)	所管課	備考
職場における以下のことについて、 男女が平等であると思う方の割合					
昇進・昇給	26.0%	38.1%	増加させる	産業政策課	市民意識調査
賃金	34.9%	46.1%	増加させる	産業政策課	市民意識調査
研修や職業訓練、出張や視察などの機会	38.9%	55.7%	増加させる	産業政策課	市民意識調査
定年まで働き続けやすい雰囲気	45.0%	57.0%	増加させる	産業政策課	市民意識調査
仕事の内容	40.6%	50.6%	増加させる	産業政策課	市民意識調査
能力評価	39.7%	53.9%	増加させる	産業政策課	市民意識調査

図 27 《職場における平等について》



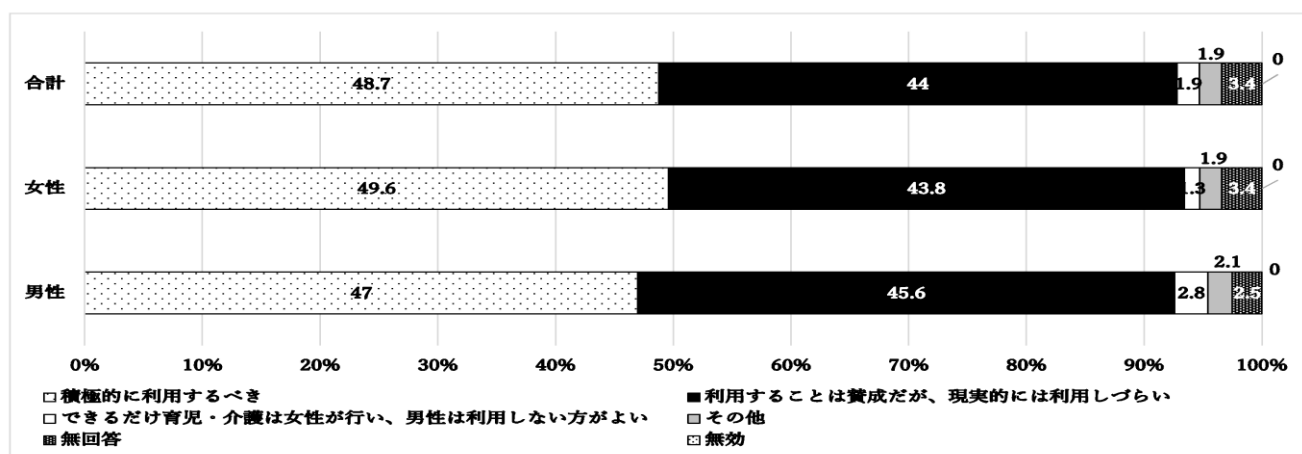
【市民意識調査】

図 28 《何らかのハラスメント（嫌がらせ）を受けた割合》



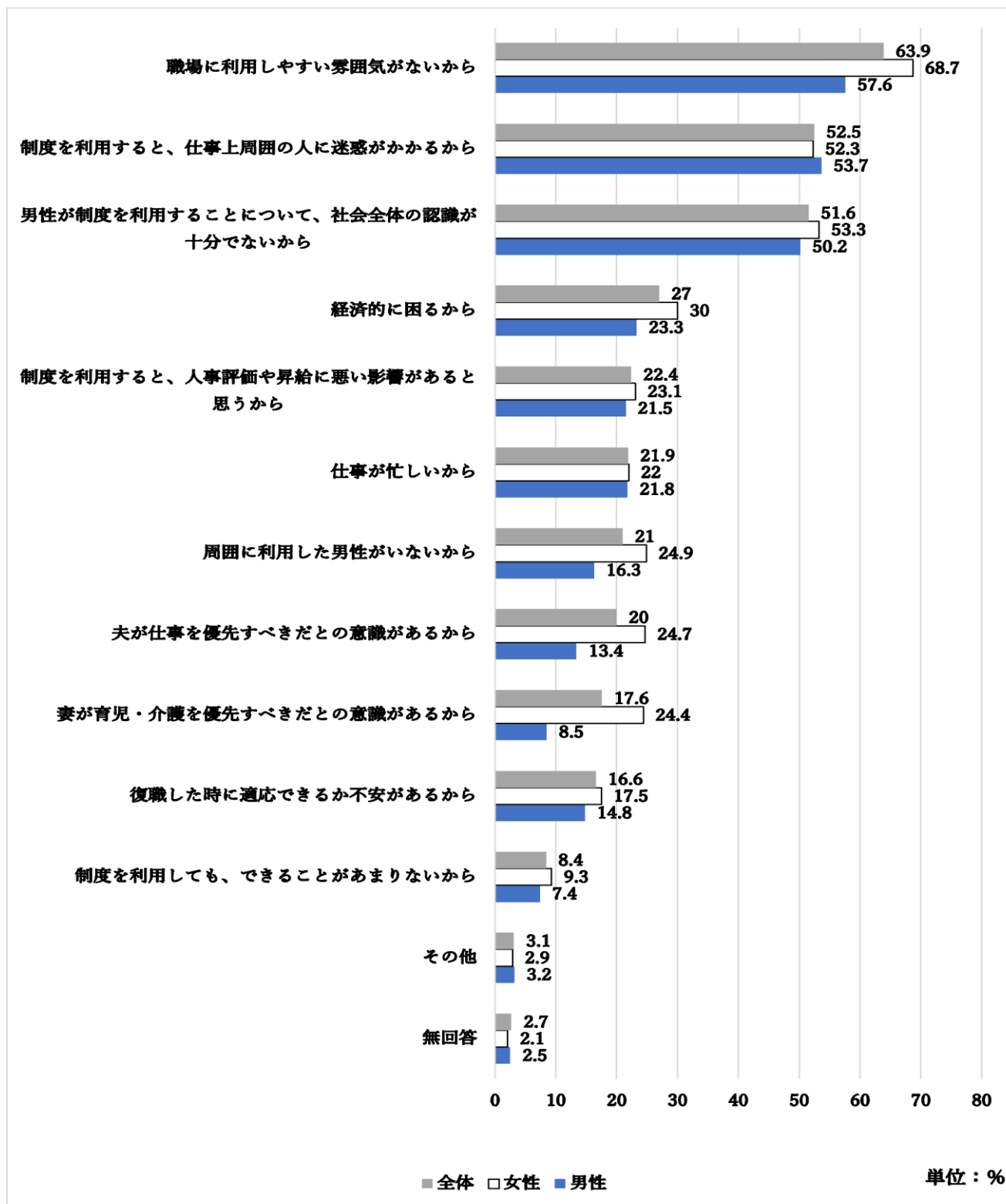
【市民意識調査】

図 29 《男性が育児・介護休業制度、子の看護休暇制度を利用することについて》



【市民意識調査】

図 30 《男性の育児・介護休業制度、子の看護休暇制度の利用が少ない理由》



【市民意識調査】

基本目標 2

●重点項目 3●

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

家族の一員として充実した心豊かな生活を送るためには、だれもが家事、育児、介護等を互いに協力し合って行い、家庭生活と他の活動を両立させることが求められています。

しかし、女性が家事、育児、介護の大半を担いながら、就業や地域活動を行う一方で、男性は仕事中心とした家庭もまだまだ多い状況です。

少子高齢化、雇用の変化が進展する中、働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは、人々の健康を維持し、趣味やボランティア活動等、地域社会への参画等を通じた自己実現を可能とするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らしていく上で重要なものです。

そこで、男女がどちらかに依存する関係ではなく、ワーク・ライフ・バランスを実現することにより、事業所では従業員の満足度やモチベーションが上がり、優秀な人材の確保や生産性の向上、そして事業所の価値の向上にもつながります。

だれもがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できるよう取組を進めます。

《具体的施策》

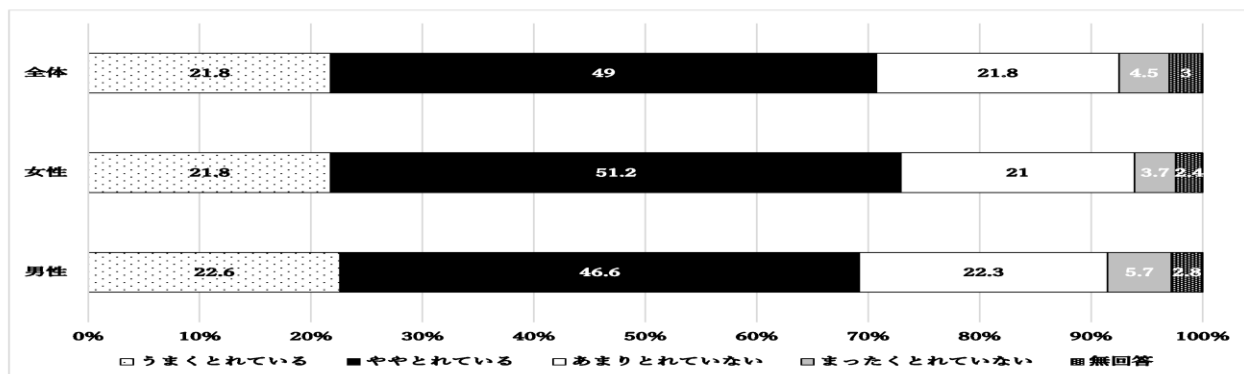
- ① ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発の推進及び学習機会の提供
- ② 男女の地域活動への参画促進
- ③ 事業者及び市民に対する啓発活動の推進

具体的施策／取組内容	担当課
①ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発の推進及び学習機会の提供	
●家庭生活における男女共同参画の意識啓発の推進	市民活動推進課
●ワーク・ライフ・バランスの推進のための啓発活動	市民活動推進課 人事課 産業政策課
②男女の地域活動への参画促進	
●町内会活動への啓発	市民活動推進課
●地域コミュニティ活動の推進	市民活動推進課 萩暮らしの応援課 各地域総合事務所
●市民活動の推進	市民活動推進課
●地域子育て活動への支援	子育て支援課
③事業者及び市民に対する啓発活動の推進	
●仕事と生活の調和推進のための法制度や各種支援制度等の周知及び啓発	子育て支援課 産業政策課

《計画の指標》

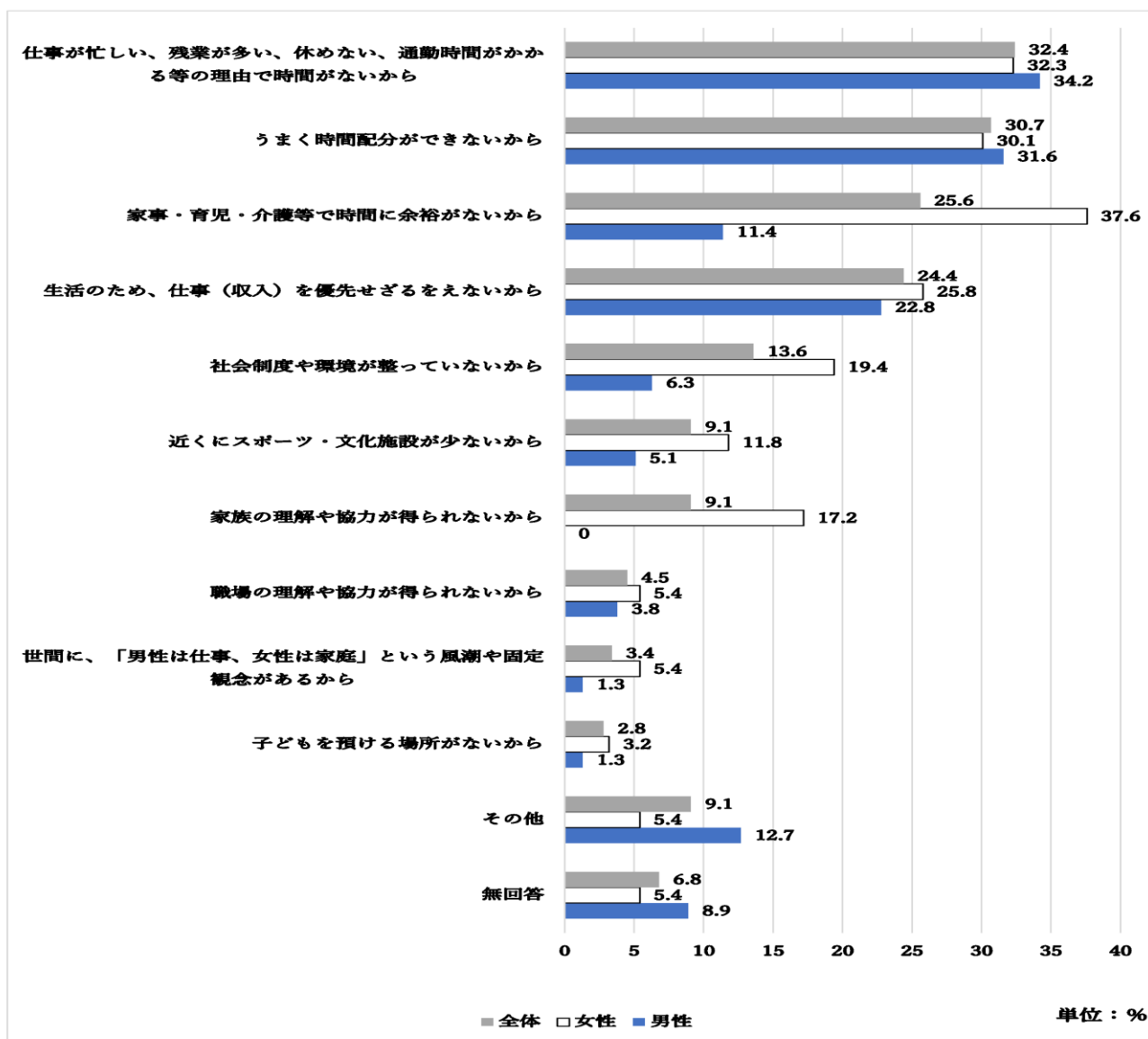
指標	前回値 (年度)	現状値 (年度)	目標 (年度)	所管課	備考
一人あたりの月平均時間外勤務時間	11.5時間 (R2)	10.3時間 (R6)	10時間以 内 (R12)	人事課	萩市特定事 業主行動計 画
家庭生活・仕事・プライベートな時間のバランスがうまくとれていると感じる人の割合	67.8% (R3)	70.8% (R8)	80.0% (R13)	市民活動推 進課	市民意識調 査

図 31 《家庭生活・仕事・地域活動・プライベートな時間のバランス》



【市民意識調査】

図 32 《バランスがとれていない理由》



【市民意識調査】

基本目標 3

あらゆる暴力が根絶され、だれもが 安全・安心で健康に暮らせるまちづくり

男女間における暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、克服すべき重要な課題です。

人は暴力にさらされると脅え、萎縮し、のびのびと自由に行動ができなくなります。暴力はいかなる理由があっても否定され排除されるべきものです。

深刻な社会問題にもかかわらず潜在化しがちな配偶者等からの暴力を含む男女間におけるあらゆる暴力等を根絶する必要があります。

暴力を生まないための予防教育や、暴力は許さないという意識を醸成するため啓発活動を推進すると共に、相談・支援体制（必要に応じ、関係機関と連携・協力）の充実を図ります。

また、「女性支援法」に示されている性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により日常生活また社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性が、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会的経済的困難等に陥ることが無いよう、相談体制の充実を図り、多様な支援を包括的に提供します。

個人の生きがいや価値観は多様化していますが、生涯を通じて心身共に健康でいきいきと暮らすことは、私たちの願いであり、男女共同参画社会の目指す姿でもあります。そのためには、お互いの生き方、考え方を尊重し、協力しあうことが大切です。

そこで、家族を構成する一人ひとりが、心身共に健康で、生きる喜びを実感できる、心豊かな生活を送るための環境づくりを充実させます。

また、ひとり親世帯、高齢者、障がい者、性的少数者、ひきこもり等は、困難を抱えやすいことから、健康で安心して暮らせるよう、必要な支援を一層進めていきます。

災害時においては、女性等に配慮した避難所運営体制や災害用備蓄物資の整備を図ります。

- 重点項目 1 暴力（DV・デートDV等）の根絶
- 重点項目 2 暴力被害者等への相談・支援の充実
- 重点項目 3 安心して暮らせる環境づくり
- 重点項目 4 生涯を通じた健康支援

基本目標 3

●重点項目 1●

暴力（DV・デートDV等）の根絶

男女共同参画社会基本法第3条の「男女の人権の尊重」は男女共同参画社会の根幹をなす基本理念です。

配偶者や交際相手等からの暴力、ストーカー行為、リベンジポルノ等は深刻な社会問題となっています。また、SNSなど、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりにもとない、これを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント等は一層複雑化しています。

暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。これらの被害を受けた人は男女ともにいますが、被害者は女性の方が多くなっています。その背景には固定的な性別意識や社会構造上の問題等が関係していると考えられています。2023年、刑法の改正により「不同意性交等罪」が設けられました。「性的同意に」についても正しい理解が必要です。

また、親が子どもに暴力を見せることは面前DVと言われ、児童虐待になり、子どもの成長に悪影響を与えます。

このため、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さない気運の醸成を図るため、様々な機会を捉え、広く啓発をしていきます。

子どもたちが、将来加害者にも被害者にもならないよう、発達段階に合わせて正しい知識を身に付けるべく予防教育に取り組みます。

《具体的施策》

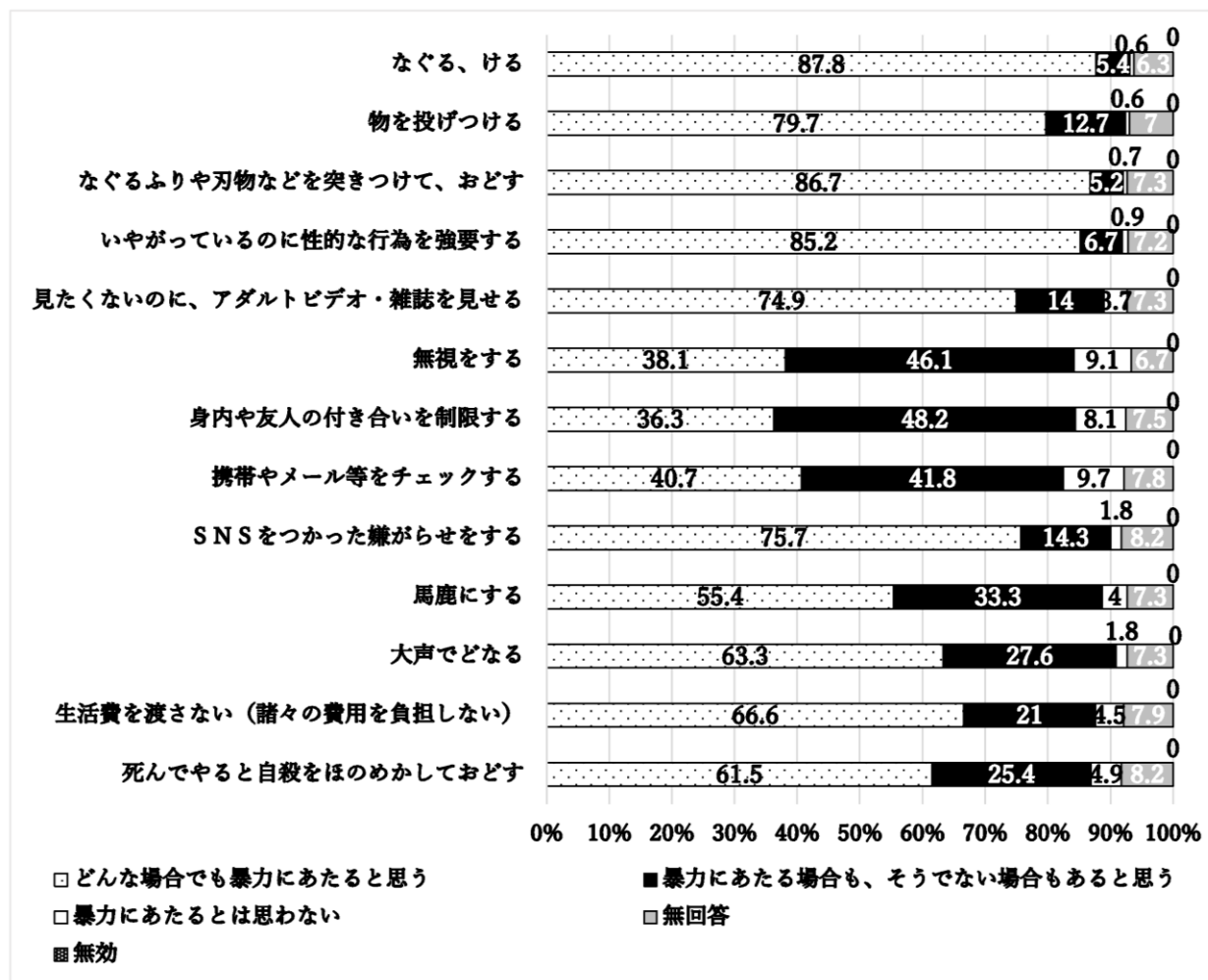
- ① 暴力を許さないという意識啓発の推進
- ② 暴力を生まないための予防教育の実施

具体的施策／取組内容	担当課
①暴力を許さないという意識啓発の推進	
●暴力を許さないという意識啓発の推進	市民活動推進課
②暴力を生まないための予防教育の実施	
●暴力予防に関する講座等の開催	市民活動推進課

《計画の指標》

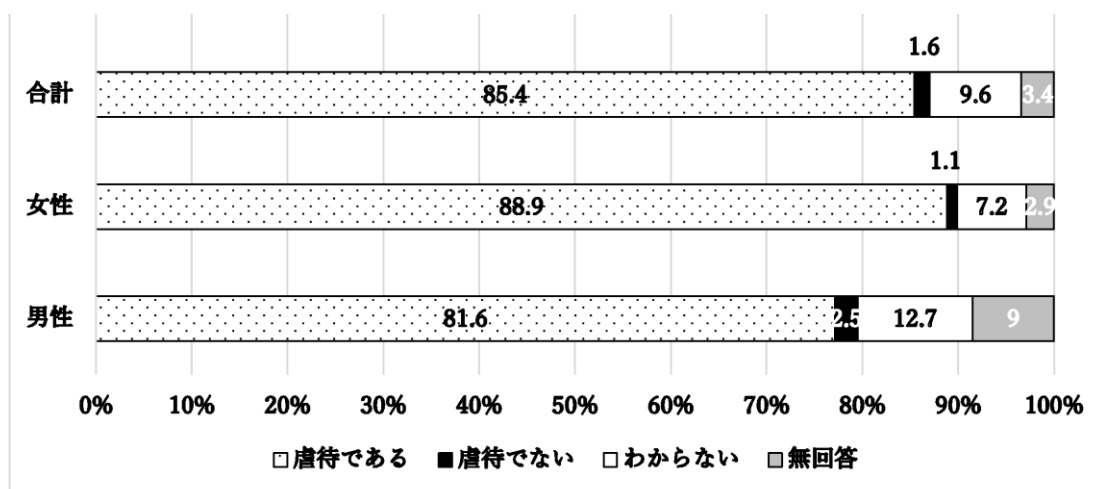
指標	前回値 (R3年度)	現状値 (R8年度)	目標 (R13年度)	所管課	備考
配偶者や交際相手との間で以下の行為は暴力にあたると思う人の割合					
なぐる、ける	74.0%	87.8%	100%	市民活動推進課	市民意識調査
物を投げつける	60.9%	79.7%	100%	市民活動推進課	市民意識調査
なぐるふりや刃物などを突きつけて、おどす	74.1%	86.7%	100%	市民活動推進課	市民意識調査
いやがっているのに性的な行為を強要する	67.9%	85.2%	100%	市民活動推進課	市民意識調査
見たくないのに、アダルトビデオ・雑誌を見せる	52.1%	74.9%	100%	市民活動推進課	市民意識調査
無視をする	27.5%	38.1%	50.0%	市民活動推進課	市民意識調査
身内や友人の付き合いを制限する	24.5%	36.3%	50.0%	市民活動推進課	市民意識調査
携帯やメール等をチェックする	28.0%	40.7%	60.0%	市民活動推進課	市民意識調査
SNSをつかった嫌がらせをする	60.7%	75.7%	100%	市民活動推進課	市民意識調査
馬鹿にする	37.8%	55.4%	80.0%	市民活動推進課	市民意識調査
大声でどなる	45.6%	63.3%	80.0%	市民活動推進課	市民意識調査
生活費を渡さない(諸々の費用を負担しない)	48.4%	66.6%	80.0%	市民活動推進課	市民意識調査
死んでやると自殺をほのめかしておどす	45.1%	61.5%	80.0%	市民活動推進課	市民意識調査
面前DVが虐待であると思う人の割合	78.1%	85.4%	100%	市民活動推進課 子育て支援課	市民意識調査

図 33 《暴力といますか》



【市民意識調査】

図 34 《子どもが見ている前での暴言・暴力》



【市民意識調査】

基本目標 3

●重点項目 2●

DV被害者や様々な困難な問題を抱える女性への相談・支援の充実

配偶者など親密な関係にあるパートナーから振るわれる暴力をドメスティック・バイオレンス(DV)といい、交際相手から振るわれる暴力のことをデートDVといいます。このような暴力は、身体的、精神的、性的、経済的、その他の形で被害者に恐怖と不安を与え、生活の混乱を招き、自信の喪失、無力感をもたらし、さらには犯罪ともなる重大な人権侵害です。

また、DV家庭では面前DV等、児童虐待が起こることが多いといわれています。

家庭内で起きる暴力は深刻な社会問題であるにもかかわらず、家庭という密室で起こっているために個人的な問題として捉えたり、暴力が日常化しているために被害者自身が暴力を受けている認識がなかったり、経済的な理由などにより我慢せざるを得ない状況があるなど、未だ多くの被害が潜在していると考えられます。

DVは性別にかかわらず起こりますが、危険性が高い被害者は女性の方が多い現状があります。

加えて、家庭関係の破綻や性被害、生活困窮などにより、社会的経済的困難等に陥る女性を支援するための取組みが「女性支援法」に示されています。

萩市女性相談窓口では、DV被害者や様々な困難な問題を抱える女性に対し、その方の意思や意向を最大限に尊重し、心と身体の回復を支援するとともに、他分野・他機関と連携・協働し、生活再建に向けて包括的に適切な支援を行います。

市民意識調査では、被害経験がある人で各種相談機関に相談している人は 4.9%しかおらず、迷わず相談できるよう相談窓口の周知や相談体制を充実させ、被害者の状況に応じた適切な自立に向けた支援に努めます。

また、身近な人から受ける被害で、被害が潜在化しやすい性被害者や、周囲の理解や認識不足によって引き起こされている社会的偏見や差別などで生きづらさを抱えている LGBT 等の性的少数者への支援も進めていきます。

《具体的施策》

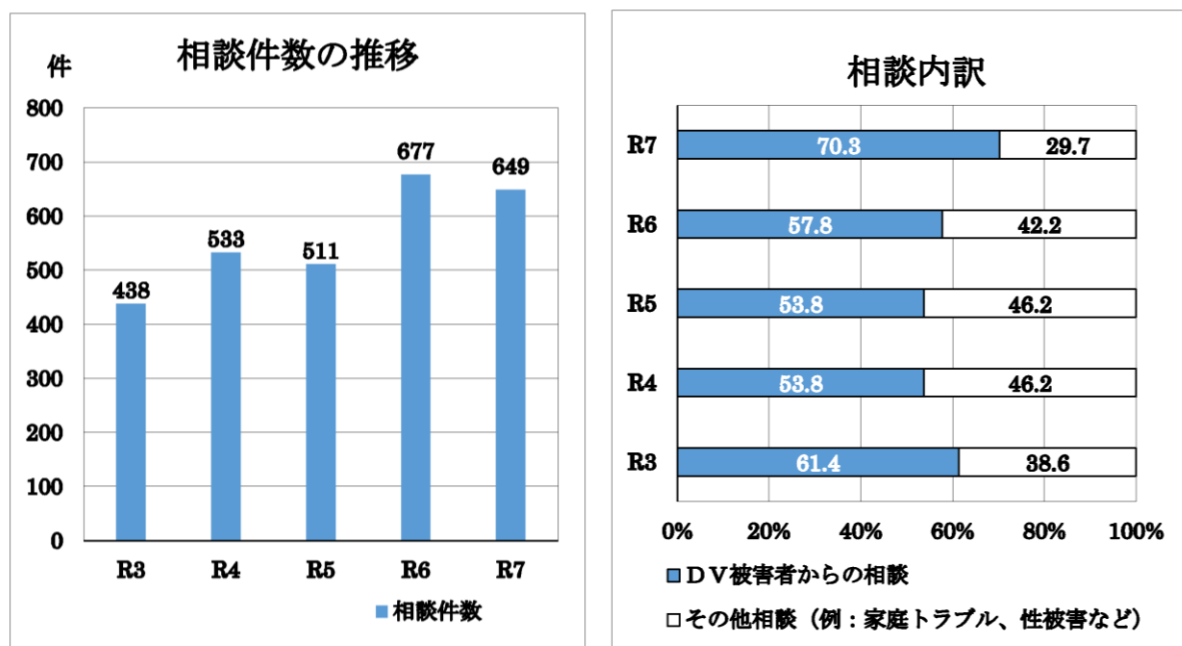
- ① 相談・支援・連携体制の強化
- ② 相談者の自立に向けた支援の充実

具体的施策／取組内容	担当課
①相談・支援・連携体制の強化	
●女性相談窓口の周知及び情報提供の実施	市民活動推進課
●DV対策庁内連携会議の実施	市民活動推進課
●性被害者への支援	市民活動推進課
●様々な困難を抱える女性への支援	市民活動推進課
●性的少数者への支援	市民活動推進課
②相談者の自立に向けた支援への充実	
●女性相談窓口による配偶者暴力等被害者への支援を実施	市民活動推進課
●支援体制充実のため資質向上に努める	市民活動推進課

《計画の指標》

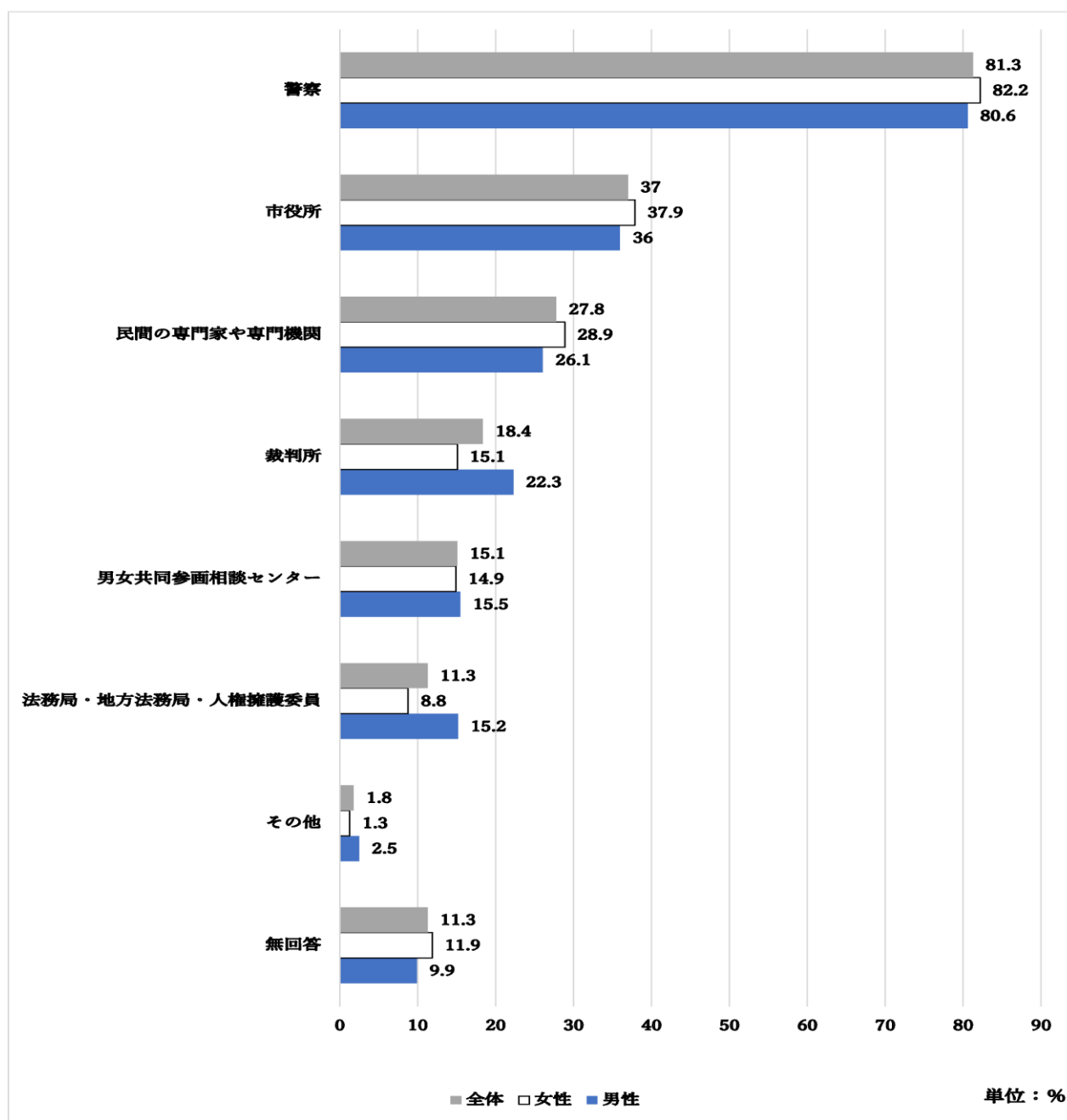
指標	前回値 (R3 年度)	現状値 (R8 年度)	目標 (R13 年度)	所管課	備考
市役所をDV相談窓口として認知している人の割合	29.4%	37.0%	50.0%	市民活動推進課	市民意識調査
DV被害について、どこ（だれ）にも相談しなかった割合	51.1%	54.0%	減少させる	市民活動推進課	市民意識調査

図 35 《萩市女性相談窓口相談受付状況》



【市民活動推進課男女共同参画推進室】

図 36 《知っている配偶者や交際相手の間での暴力を相談できる場所》



【市民意識調査】

基本目標 3

●重点項目 3●

安心して暮らせる環境づくり

男女共同参画社会の形成において、個人がその意欲や能力に応じて安心して暮らせる環境を整備することが重要です。

昨今の社会経済の不安定化等から、ひとり親家庭、高齢者、障がい者、LGBT 等性的少数者、ひきこもり等は、貧困など生活上の困難を抱えやすくなっています。

ひとり親家庭では、経済的に厳しい世帯の割合が高く、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、子どもへの生活面での支援や教育の支援等が必要です。

また、萩市は全国に比べて高齢化が早く進んでいます。LGBT 等の性の多様についての認識は萩市でも進んでいますが、当事者が実際に直面する困難は周囲には見えづらいことから、理解や配慮が充分とはいえません。生涯にわたり、住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるよう、多様な社会参画に向けた取組を一層進めることが重要です。

年齢や障がい、性別にかかわらず、あらゆる人が安心して、自立した生活ができ、市民一人ひとりがいきいきと暮らせる社会の実現に向けて、相談体制を充実し、様々な支援を行います。

災害時においては、女性や乳幼児、障がい者、高齢者などに配慮した避難所運営体制や災害用備蓄物資の整備を図ります。

《具体的施策》

- ① ひとり親家庭等に対する支援
- ② 高齢者、障がい者が安心して暮らせる福祉サービス等の充実
- ③ 性的少数者への支援
- ④ 貧困やひきこもりなど生活上の困難に直面する人への支援
- ⑤ 女性等に配慮した防災・災害対策の充実

具体的施策／取組内容	担当課
①ひとり親家庭等に対する支援	
●ひとり親家庭が自立して生活するための相談、支援体制の充実	子育て支援課
②高齢者、障がい者が安心して暮らせる福祉サービス等の充実	
●高齢者に対する生きがいと健康づくりのための活動支援	高齢者支援課
●介護に対する支援の充実	高齢者支援課
●各種介護サービスの充実	高齢者支援課 市民課
●介護予防の推進	地域包括支援センター
●高齢者の権利擁護に関する研修会の実施	地域包括支援センター
●障がい者が自立して生活するための相談、支援体制の充実	福祉支援課
③性的少数者への支援	
●性的少数者への相談窓口の設置	市民活動推進課
④貧困やひきこもりなど生活上の困難に直面する人への支援	
●生活困窮者自立支援制度による相談窓口の設置	福祉支援課
●離職者等への生活安定対策	産業政策課
●ひきこもりの相談窓口の設置	文化・生涯学習課
⑤女性等に配慮した防災・災害対策の充実	
●男女のニーズの違い等に配慮した物資及び支援体制の整備	防災危機管理課
●女性防災リーダーの育成	防災危機管理課

《計画の指標》

指標	前回値 (R3年度)	現状値 (R8年度)	目標	所管課	備考
避難所における指定職員の女性割合	36.6%	37.6%	50.0%	防災危機管理課	

基本目標 3

●重点項目 4●

生涯を通じた男女の健康支援

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し、思いやりを持って生きていくことは、とても大切です。男女が、異なる健康上の問題に直面することについて、正しい知識や情報の提供、性を尊重し合う意識を高める啓発を推進します。

若年層の望まない妊娠や性感染症の予防のため、「性と生殖に関する健康と権利リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点に立って、男女が共に性に関する知識を持ち、自ら判断できることは重要です。

また、安心して妊娠・出産できるよう、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援をします。

不妊に悩む男女のためには、経済的負担軽減のために治療費の助成による支援をします。

飲酒・喫煙、薬物乱用など、心身の健康をおびやかす問題、そしてより良い生活習慣を身に付けるための広報や啓発に努めます。

そして、人生 100 年時代の安心の基盤である心身の健康の保持増進に努め、生涯、生きがいを持ち自分らしくいきいきと生活していけるようライフステージに応じた環境づくりを行っていきます。

《具体的施策》

- ① ライフステージに応じた心身の健康の保持増進対策の推進
- ② 性別により異なる健康課題への支援と理解促進

具体的施策／取組内容	担当課
①ライフステージに応じた心身の健康の保持増進対策の推進	
●学校における性教育の推進	学校教育課
●健康教育の推進や健康診査、健康相談機能の充実	健康増進課
●健康寿命の延伸等につながる食育の推進	健康増進課
●地域包括ケア体制の充実	地域包括支援センター
●各公民館における各種講座開設による生涯学習活動の充実	文化・生涯学習課 各公民館
●NPO活動やボランティア活動等への支援	市民活動推進課 福祉政策課 観光政策課 文化財保護課
②性別により異なる健康課題への支援と理解促進	
●妊娠・出産・子育て環境の充実	健康増進課
●妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援	健康増進課
●不妊治療等に対する経済的負担軽減のための支援	健康増進課

《計画の指標》

指標	前回値 (年度)	現状値 (年度)	目標 (R13年度)	所管課	備考
がん検診受診率 子宮頸がん検診	5.0% (R元)	9.1% (R7)	伸ばす	健康増進課	健康はぎ21 萩市保健計画
がん検診受診率 乳がん検診	4.6% (R元)	9.3% (R7)	伸ばす	健康増進課	健康はぎ21 萩市保健計画
喫煙 成人の喫煙率の減少	17.3% (H29)	16.0% (R8)	減らす	健康増進課	健康はぎ21 萩市保健計画
1歳6か月児童健診受診率	96.2% (H30)	97.2% (R7)	100%	健康増進課	健康はぎ21 萩市保健計画
3歳児健診受診率	94.0% (H30)	96.5% (R7)	100%	健康増進課	健康はぎ21 萩市保健計画

第 4 章

プランの推進

第4章 プランの推進

1. プランの推進体制

(1) 萩市男女共同参画推進審議会

男女共同参画の推進に関し、男女共同参画に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策並びに市長が必要と認める事項について審議し、又は建議します。

(2) 萩市男女共同参画行政推進本部

本プランの総合的かつ効果的な推進を図るため、市長を本部長とする庁内の推進会議において、男女共同参画に関する施策の進行管理を行います。

(3) 各種団体との連携

本プランを推進し、効果を上げていくためには、市、事業者及び市民がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力することが必要です。

こうしたことから、各種団体との連携を強化するとともに、国、県及び他の自治体との連携を密にします。

2. プランの進行管理

(1) プランの進行管理及び年次報告書の作成

本プランに掲げた施策の実施状況を調査し、事業担当課で成果の評価を行うとともに、萩市男女共同参画推進主要事業実施状況報告書をまとめ、市民と事業者に公表します。

(2) プランの見直し

施策の実施状況や効果及び国内外の動向や社会情勢の変化に応じ、随時見直しを行います。